



# 熊本県公報

第 1 2 1 5 1 号

平成 24 年 9 月 28 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定..... (高齢者支援課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定..... ( " ) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定..... ( " ) 2
- 卸売市場法に基づく地方卸売市場廃止..... (流通企画課) 2
- 平成 24 年度一般会計補正予算の要領..... (財政課) 2
- 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正  
..... (県政情報文書課) 7
- 港湾施設の概要の公示(八代港)..... (港湾課) 7
- 道路の供用開始..... (道路保全課) 9
- 道路の供用開始..... ( " ) 9
- 道路の区域変更..... ( " ) 9
- 熊本県地下水保全条例に基づく地下水使用合理化指針の策定  
..... (環境立県推進課) 9
- 熊本県地下水保全条例に基づく地下水涵養指針の策定..... ( " ) 15
- 公 告
- 都市計画法による開発行為工事完了公告..... (建築課) 24
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出..... (商工振興金融課) 25
- 都市計画法による開発行為工事完了公告..... (建築課) 25
- 都市計画法による開発行為工事完了公告..... ( " ) 26
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出..... (商工振興金融課) 26
- 都市計画法による開発行為工事完了公告..... (建築課) 26
- 都市計画法による開発行為工事完了公告..... ( " ) 27
- 県営土地改良事業計画..... (農村計画課) 27
- 県営土地改良事業計画..... ( " ) 27
- 県営土地改良事業計画の変更..... ( " ) 27
- 平成 23 年度熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表..... (人事課) 27
- 登 載 依 頼
- 定時登録における直接請求の連署基準数..... (選挙管理委員会) 72
- 定時登録における直接請求の連署基準数..... ( " ) 72
- 公立大学法人熊本県立大学の平成 23 事業年度財務諸表  
..... (公立大学法人熊本県立大学) 73

## 告 示

**熊本県告示第 1084 号**  
 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。  
 平成 24 年 9 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサポート樺 山鹿市鹿央町持松 1040 番地 1	株式会社再起	平成 24 年 10 月 1 日

**熊本県告示第 1085 号**  
 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。  
 平成 24 年 9 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサポート樗 山鹿市鹿央町持松1040番地1	株式会社再起	平成24年10月1日

熊本県告示第1086号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年9月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
通所介護事業所エルスリー熊本八代 八代市出町5番10号	株式会社エヌ・ビー・ラボ	平成24年9月25日

熊本県告示第1087号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により次のとおり地方卸売市場の廃止を許可したので、熊本県卸売市場条例（昭和46年熊本県条例第67号）第37条の規定により公示する。

平成24年9月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 地方卸売市場の名称及び所在地  
地方卸売市場森永青果株式会社  
熊本市西区田崎町380番地
- 2 廃止許可年月日  
平成24年9月10日

熊本県告示第1088号

平成24年度一般会計補正予算が平成24年9月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。

平成24年9月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

平成24年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

平成24年度熊本県の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,373,506千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ759,069,123千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び 負担金	<b>4,931,694</b>	<b>402,095</b>	<b>5,333,789</b>
	1 負担金	4,671,184	402,095	5,073,279
2	国庫支出金	<b>103,743,111</b>	<b>20,348,692</b>	<b>124,091,803</b>
	1 国庫負担金	37,352,419	5,904,357	43,256,776
	2 国庫補助金	64,845,790	14,444,335	79,290,125
3	繰入金	<b>58,561,847</b>	<b>222,274</b>	<b>58,784,121</b>
	1 基金繰入金	57,907,691	222,274	58,129,965
4	繰越金	<b>1,581,984</b>	<b>1,200,445</b>	<b>2,782,429</b>
	1 繰越金	1,581,984	1,200,445	2,782,429
5	県 債	<b>102,028,000</b>	<b>9,200,000</b>	<b>111,228,000</b>
	1 県 債	102,028,000	9,200,000	111,228,000
	歳 入 合 計	<b>727,695,617</b>	<b>31,373,506</b>	<b>759,069,123</b>

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		<b>92,414,754</b>	<b>586,037</b>	<b>93,000,791</b>
	1 災害救助費	1,306,011	586,037	1,892,048
2 農 水 産 業 林 費		<b>53,572,950</b>	<b>6,120,963</b>	<b>59,693,913</b>
	1 農 業 費	14,211,914	251,000	14,462,914
	2 畜 産 業 費	2,899,717	10,360	2,910,077
	3 林 業 費	15,308,075	5,859,603	21,167,678
3 商 工 費		<b>34,808,120</b>	<b>35,000</b>	<b>34,843,120</b>
	1 観 光 費	606,039	35,000	641,039
4 土 木 費		<b>76,387,298</b>	<b>10,382,501</b>	<b>86,769,799</b>
	1 河川海岸費	19,563,524	10,382,501	29,946,025
5 災害復旧費		<b>8,724,122</b>	<b>14,249,005</b>	<b>22,973,127</b>
	1 農 林 水 産 業 災害復旧費	5,831,253	5,579,508	11,410,761
	2 土 木 災 害 復 旧 費	2,523,111	8,669,497	11,192,608
歳 出 合 計		<b>727,695,617</b>	<b>31,373,506</b>	<b>759,069,123</b>

第2表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>耕地災害 現年発生国庫 補助事業費</p> <p>林地災害 現年発生国庫 補助事業費</p>	<p>千円</p> <p>110,000</p> <p>2,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他</p> <p>(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>
<p>計</p>	<p>112,000</p>			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治山国庫補助事業費	千円 2,132,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 3,982,000			
河川国庫補助事業費	1,985,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	3,803,000			
砂防国庫補助事業費	1,879,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	3,720,000			
治山災害現年発生国庫補助事業費	11,000	(借入方法) 証書借入又	借り入れ る資金に	満期一括償還 等	388,000	(補正前に同じ)		
公共土木現年発生国庫補助事業費	383,000	は証券発行(他	ついで、	ただし、県	3,369,000			
単県治山事業費	61,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	108,000			
単県砂防整備事業費	295,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	464,000			
		(その他) 工事その他	においては、	は借換えをす ることができ				
		の都合により、 一部又は全部	当該見直 し後の利 率)	る。				
		を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。						
		発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。						
計	6,746,000				15,834,000			

熊本県告示第1089号

平成22年6月25日熊本県告示第648号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成24年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表熊本県非常勤職員採用試験（計量検定業務嘱託員）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（産業技術センター非常勤研究員）	総合順位	合格発表の日から1月	産業技術センター
------------------------------	------	------------	----------

熊本県告示第1090号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示し、平成24年10月1日から供用を開始する。

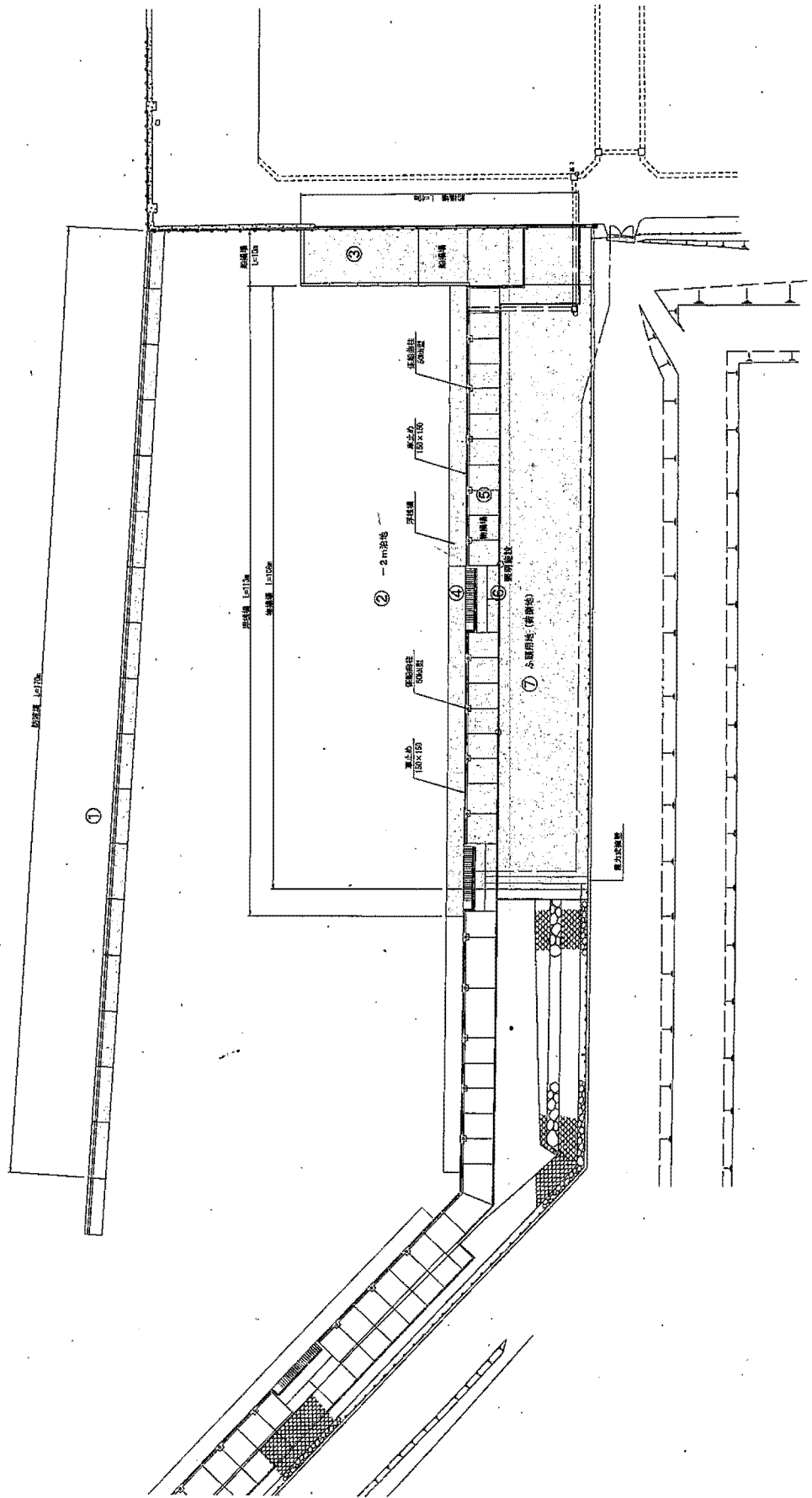
平成24年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 港湾名 八代港
- 2 所在 八代市港町306番地先
- 3 概要

番号	種類	数量及び能力（構造）
①	防波堤	延長170メートル、天端高+4.5メートル
②	泊地	面積2,800平方メートル、水深2メートル
③	船揚場	延長49メートル、幅員10メートル、張コンクリート0.2メートル
④	浮棧橋	延長113メートル、幅員3メートル×9基、FRP構造（1.0キロニュートン/平方メートル）
⑤	物揚場	延長108メートル、幅員6メートル、天端高+5.5メートル
⑥	照明施設	照明灯3基及び引込柱1基、アルミニウム合金亜鉛メッキ仕上げ
⑦	荷さばき地	延長118メートル、幅員14メートル、天端高+5.61メートル（盛土）

位置図





熊本県告示第1091号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年9月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	442号	阿蘇郡南小国町大字満願寺字火焼輪智 6332番9地先から 阿蘇郡南小国町大字満願寺字火焼輪智又 6454番1地先まで	2558.9	バイパス工事

2 供用を開始する期日 平成24年10月1日

熊本県告示第1092号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年9月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	天草市倉岳町棚底字柴車 339番1地先から 天草市倉岳町棚底字南平 282番地先まで	126.0	やさ道交1国(歩道整備)

2 供用を開始する期日 平成24年9月28日

熊本県告示第1093号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年9月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			前	後	前	
主要地方道	坂本人吉線	球磨郡山江村大字万江甲字柳野 1035番22地先から 同所 1035番22地先まで	前	10.8 ～ 13.5	12.0	災害防除
			後	13.5 ～ 13.8		

2 区域を変更する期日 平成24年9月28日

熊本県告示第1094号

熊本県地下水保全条例に基づく地下水使用合理化指針の策定について

熊本県地下水保全条例（平成2年熊本県条例第52号）第32条の2第1項の規定に基づく地下水使用合理化指針を次のとおり定めた。

平成24年9月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

「地下水の合理的な使用の促進に関する指針（地下水使用合理化指針）」

はじめに

本県では、生活用水の約8割が地下水を水源としており、特に熊本地域※においては、生活用水のほとんどを地下水に依存している。

地下水は、自然の水循環と人為的な水循環の巧みな組合せによって成り立っており、現在も、森林の整備保全や水田耕作をはじめ、様々な水源涵養の取組によって守られている。

しかしながら、阿蘇外輪山西麓の台地部等で地下水位が長期的に低下傾向を示すとともに、熊本地域や荒尾地域などで硝酸性窒素等の汚染が散見されるなど、近年、地下水の水量・水質両面の課題が生じている。

地下水採取量については、水田等農地面積の減少や工業用水の合理化等によって全体的に減少傾向にあるが、生活用水等に利用される水道用水の採取量はほぼ横ばいの状態である。

また、市街地の進展や宅地造成等による涵養域（水田、畑地等）の減少により地下水涵養量が減少し、地下水位の長期的な低下傾向の要因となっている。

このような地下水を取り巻く状況を背景とし、本県の宝である地下水を将来にわたり守り継いでいくために、地下水涵養対策により地下水の涵養量を増加させるとともに、節水や水利用の合理化による地下水採取量の抑制（以下「地下水使用合理化」という。）をより一層促進していく必要がある。そのためには、地下水を採取する者だけでなく、地下水を利用する者がそれぞれの役割を認識し、地下水使用合理化に取り組むことが重要である。

特に、熊本県地下水保全条例（以下「条例」という。）第25条の3第1項及び第27条の2第1項に基づき地下水採取に関し県知事の許可を要する者（以下「許可採取者」という。）は、揚水設備の規模により相当量の地下水採取が可能となることから、許可採取者による地下水使用合理化の取組を促進していくことが重要である。

この指針は、このような認識の下に、条例第32条の2の規定に基づき、地下水使用合理化を総合的かつ計画的に促進するため、必要な事項を定めるものである。

※熊本地域とは、熊本市、菊池市（旧泗水町、旧旭志村の区域に限る）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の11市町村からなる地域をいう。

第1 地下水使用合理化の促進の基本的な考え方

地下水の水量保全を図るためには、健全な水循環を将来にわたり維持することが必要である。そのためには、地下水を採取する者だけでなく、地下水を利用する者全てが、地下水は「公共水」であるとの認識に立ち、未然防止の観点から、連携・協働して、それぞれが地下水の使用形態の特性に応じて、必要な地下水使用合理化に係る措置を主体的かつ計画的に講じる必要がある。

第2 許可採取者による地下水使用合理化の取組

1 許可採取者による地下水使用合理化の実施に関する基本的方向

地下水量の保全を図るため、条例第32条の4に基づき地下水使用合理化に取り組むことが義務付けられている許可採取者は、第1の基本的な考え方を踏まえ、自らの判断に基づき、地下水の使用形態の特性に応じた地下水使用合理化の方策を適切に選択する必要がある。また、許可採取者は、実施した地下水使用合理化の措置の効果を適切に評価し、必要な場合は、更に地下水使用合理化に取り組むものとする。許可採取者が地下水使用合理化を行うに当たっての基本的方向を、次のとおりとする。

《基本的方向》

許可採取者が地下水使用合理化を行うに当たっては、事業に必要な適正な地下水量を算出するとともに、水量測定器の設置等により地下水採取量を正確に把握し、不必要な地下水採取の抑制に取り組むものとする。

更に、許可採取者は、不必要な地下水採取の抑制に加え、最適な地下水使用合理化の方策を選択するものとする。

具体的には、許可採取者は、採取した地下水の用途に応じて、水量調節等の機械化及び設備の保守管理により漏水や溢水の防止に努めるとともに、第2の3に記載する節水型機器及び節水に配慮した設備の導入、水の循環使用※<sup>1</sup>又はカスケード使用※<sup>2</sup>の実施、雨水又は再生水※<sup>3</sup>の使用等、地下水の使用形態の特性に応じた取組を行う。

なお、許可採取者は、将来に向けて、地下水使用合理化に関する取組を効果的に講じていくことを目指して、地下水使用合理化のための設備投資等に係る計画を踏まえ、中長期的な視点に立ち計画的に取り組むよう努めるものとする。

※<sup>1</sup>循環使用：一度使用した水を再び同じ用途に使用すること。

※<sup>2</sup>カスケード使用：ある用途に使用した水をそのまま他の用途に使用すること。

※<sup>3</sup>再生水：ろ過、滅菌等の処理を行って水質を改善し、再利用できるようにした水。

2 許可採取者による地下水使用合理化の実施に関する目標

許可採取者は、地下水の水量保全に資するため、地下水の使用形態の特性及び実情に応じた、地下水使用合理化に取り組むことにより、地下水採取量を抑制するものとする。

県内では、条例第25条の2に基づく重点地域として指定された熊本地域のように、熊本地域地下水総合保全管理計画（平成20年9月策定）において、平成36年度ま

で平成 18 年度の総採取量である 1 億 8,600 万立方メートルの約 9 パーセントに当たる 1,600 万立方メートルの削減目標を掲げ、水道用、農業用、工業用等の地下水採取の用途ごとの削減目標を設定している地域もある。

しかし、許可採取者の中には、採取した地下水の循環使用、再生水の使用等により、既に地下水使用合理化に取り組んでいる者もあり、許可採取者に一律の削減目標を定めることは適当ではない。このため、許可採取者は、次に掲げる方策を踏まえ、各自地下水使用合理化に関する目標を設定したうえで、条例第 32 条の 4 第 1 項に基づく地下水使用合理化計画を作成し、これを着実に実行するものとする。

3 許可採取者による地下水使用合理化の促進のための措置に関する事項（地下水使用合理化の方策）

許可採取者が行う地下水使用合理化の主な方策を次のとおりとする。

なお、次に掲げる方策と同等以上の効果がある措置を講ずることができる場合は、当該措置を講ずるものとする。

用 途		地下水使用合理化の主な方策
(1) 全用途共通		ア 地下水量の保全の重要性を認識し、事業所全体で節水意識の高揚を図り、計画的かつ継続的に取り組むこと。 イ 採取量を正確に把握し、適正な使用量とする用水管理を徹底すること。 ウ 水量の調節や制御は可能な限り機械化・自動化し、不必要な揚水を行わないこと。 エ 使用する設備の保守管理を行い、給水能力や適正使用量を維持すること。 オ 地下水の使用目的、時間等に応じた適正な使用量とすること。 カ 溢水又は漏水を防止すること。 キ 事業活動以外の用途に使用する場合は、(6) の家庭用水に記載する方策に取り組むこと。 ク 自噴井戸の場合は、流量を調整することができる弁を設置すること。
(2) 工業用水	① ボイラー用水 (ボイラー内で蒸気を発生させるために使用される水)	ア 間接加熱用に使われる蒸気の凝縮水(ドレン水)を回収し、再使用すること。 イ ボイラーから回収した温水のカスケード使用を検討すること。 ウ 蒸気使用量の適正化に努めること。
	② 原料用水	揚水量を把握し、必要な量のみ使用すること。
	③ 製品処理・洗浄用水 (原料・製品などに処理を加えるために使用される水や、製品の洗浄に使用される水)	ア 洗浄の効率化を図り、適正な使用量とすること。 イ 定量制御弁(一定量以上の水量にならないように水量を調整する弁)、手元制御弁等の節水型機器を採用して節水に努めること。 ウ 循環使用、カスケード使用及び再生水の使用を行い、節水に努めること。
	④ 冷却用水 (工場の設備や製品の冷却に使用される水)	ア 冷却用水及び温調用水については、冷却塔等による循環使用又はカスケード使用を徹底すること。 イ 空冷式機器等の非水式機器の使用を検討すること。 ウ 雨水の利用を検討すること。

	及び温調用水（工場内の温度や湿度を調整するために使用される水）	
	⑤その他用水	ア 循環使用、カスケード使用や再生水の使用を検討し、節水に努めること。 イ 雨水の利用を検討すること。
（３）建築物用水（事業所の生産活動以外に使用される水）	①トイレ・手洗い用水	ア 便器及び手洗い器は、節水型機器を導入すること。 イ 消音のための二度流しをしないよう、トイレ用擬音装置を導入し、節水に努めること。 ウ トイレの洗浄用水については、雨水や再生水を利用すること。
	③厨房用水	ア 節水コマ、定流量弁等節水型機器を導入すること。 イ 清掃の際には、不必要に水による清掃を行わないこと。また、水を用いて清掃する場合には、手元制御弁等を使用すること。
	③冷却用水及び温調用水	ア 冷却用水及び温調用水については、冷却塔等による循環使用又はカスケード使用を徹底すること。 イ 空冷式機器などの非水型機器の導入を検討すること。 ウ 雨水の利用を検討すること。
	④その他用水（洗車、浴場、プール、池水、その他）	ア 洗車の際には、節水型機器の導入や、バケツ等の使用により、節水すること。 イ 浴場には、可能な場合には循環処理装置（ろ過等により汚濁物を除去し水を清澄に保つ装置）を設置すること。また、シャワーや水栓に節水型機器を導入すること。 ウ プール、鑑賞用池等には、可能な場合は循環処理施設を設置すること。 エ 環境を維持するための散水等は、雨水や再生水等を利用すること。 オ その他、施設の特性及び合理化による効果等を考慮し、節水に努めること。
（４）農業用水（水田かんがい用水、畑地かんがい用水及び畜産用水）及び水産養殖用水		<p>農業用水及び水産養殖用水にあつては、その経営体の特性及び合理化による効果等を考慮し、（１）全用途共通の方策を踏まえ、地下水使用合理化を実施すること。</p> <p>農業用水にあつては、配管や揚水施設からの漏水防止に努めるとともに、反復利用やため池の設置等による雨水の使用を検討すること。</p> <p>水産養殖用水にあつては、飼養する魚等の生物の種類により求められる水の清澄の程度や水温が異なるが、可能な場合には循環使用や池の定期的な清掃、曝気等により、地下水の使用量を最小限にすること。</p>
（５）水道用水（水道事業		水道用水にあつては、（１）全用途共通の方策の

等のために使用される水)		ほか、漏水の防止対策を計画的に実施すること。また、水道事業者は、地下水の有効利用を図るため、利用者に対し節水等の普及・啓発に努めること。
(6) 家庭用水 (家庭において生活のために使用される水)	① 清掃用水	ア 清掃の際には、不必要に水による清掃を行わないこと。また、水を用いて清掃する場合には、手元制御弁等を使用すること。 イ 洗濯、食器洗浄等に使用する洗剤は適量とすること。
	② トイレ用水	ア 便器及び手洗い器は、節水型機器を導入すること。 イ 消音のための二度流しをしないよう、トイレ用擬音装置を導入し、節水に努めること。
	③ その他用水	ア 節水型機器の導入により、節水すること。 イ 浴槽は適量な湯量とし、残り湯を活用すること。 ウ 庭への散水等は、雨水等を利用すること。 エ その他、水の使用方法の工夫等により節水に努めること。

- 第3 その他の採取者による地下水使用合理化の取組
- 1 その他の採取者による地下水使用合理化の実施に関する基本的方向及び目標  
許可採取者以外の地下水採取者（以下「その他の採取者」という。）は、第2の1及び2に示した許可採取者による地下水使用合理化の実施に関する基本的方向及び目標を踏まえ、取組が可能な地下水使用合理化の方策を実施する。
- 2 その他の採取者による地下水使用合理化の促進のための措置に関する事項（地下水使用合理化の方策）  
その他の採取者は、第2の3に示した許可採取者による地下水使用合理化の方策を参考に、取組可能な地下水使用合理化の方策を実施する。
- 第4 地下水利用者による節水等  
地下水を利用する者全てが、家庭、学校、事業所等において、次に掲げる方策を実施することにより、水の使用量の節減を図るとともに、建築物の建築・改築、新たな設備の更新等を行う場合は、節水型機器や節水に配慮した給水設備を導入するよう努める。

方 策	具体的な取組例	
(1) 節水行動の実践	① 風呂水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シャワーはこまめに閉める。</li> <li>・残り湯を洗濯、植木の水やり、トイレの洗浄、掃除、洗車等に利用する。</li> <li>・風呂の湯量は適量を心がけ、沸かしすぎないように風呂ブザーやタイマーを使う。</li> <li>・足し湯が少なくてすむよう、家族が連続して入浴する。</li> </ul>
	② 洗濯用水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まとめ洗いをする。</li> <li>・汚れ別等によりコースを選択する。</li> <li>・洗剤は、適量を使用する。</li> </ul>
	③ 台所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な水量を使用する。</li> <li>・洗剤は適量を使用する。</li> <li>・食事の準備・後片付けを行う際はため洗いをし、不必要な流水を防ぐ。</li> </ul>
	④ トイレ用水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大小切り替えレバーの使い分けをする。</li> <li>・消音のための二度流しを行わない。</li> </ul>
	⑤ 洗面用水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯磨きや洗面には、コップや洗面器等を使用し、不必要な流水を防ぐ。</li> <li>・蛇口の開け閉めはこまめに行う。</li> </ul>
	⑥ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植木の水やりや水まきには、ホースに手元制御弁等を付けることにより、不必要な流水を防ぐ。</li> <li>・洗車の際には、高压洗浄機の使用やホースに手元制御弁等を付けることにより、不必要な流水を</li> </ul>

	防ぐ。
(2) 節水型機器等の普及の促進	<p>① 次のような節水器具を活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水量調整可能な節水コマや泡沫蛇口</li> <li>・ 残り湯を洗濯や散水等に再利用することができる風呂水汲み上げポンプ</li> <li>・ 少ない流量や手元止水ボタンで水使用量を節減する節水シャワーヘッド</li> <li>・ ホースの先に取り付け、散水に使う水の無駄遣いを抑える手元制御弁</li> </ul> <p>② 次のような節水に配慮した設備等の導入を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風呂水の給水器が設置された節水型洗濯機</li> <li>・ 水の使用量の少ないドラム式洗濯機</li> <li>・ 噴射により少量の水で効果的に洗うことができる食器洗浄機</li> <li>・ タンク容量が小さく水の使用量が少ない節水型トイレ</li> <li>・ 流水音により二度流しをなくすトイレ用擬音装置</li> <li>・ センサーで感知し、自動で水の出し止めを行う自動止栓</li> <li>・ 浴室等の貯水および貯湯に用い、ハンドルで設定した水量で自動的に止水する定量止水栓</li> </ul>
(3) 雨水利用施設の使用の促進	<p>次のような雨水利用施設に雨水を貯め、散水や洗車等に活用することにより水の使用量の節減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不要になった浄化槽を転用して雨水を貯める雨水貯留槽</li> <li>・ 雨どいに接続してタンクを設置し雨水を貯める雨水貯水タンク</li> </ul>
(4) 水の循環使用及び再生水の使用	<p>施設の特性や経済的な状況に応じて、可能な場合は、水の循環使用、カスケード使用及び再生水の使用を検討する。</p>
(5) 建築、用途変更（建築を伴わない建物の用途変更）の際の配慮	<p>地下水の合理的な使用の促進に資する設備等は、建築物の新築・改築、用途変更の際に導入される事例が多いと考えられることから、建築物を建築する者は、節水型機器、節水に配慮した給水設備及び水利用の合理化に資する設備の設置に努める。</p>

第 5 その他の重要事項

- 1 地下水使用合理化の促進の意義に関する普及啓発  
 県は、市町村と連携し、水環境教育、広報等を通じ、地下水使用合理化に関する知識や方策についての県民の理解を深めるとともに、積極的な普及啓発に取り組む。
- 2 関係者の協力の確保  
 県は、建築業者、節水機器等設備販売業者等の関係者に対し、節水型機器等の普及等地下水使用合理化の促進に協力するよう要請する。
- 3 地下水使用合理化の取組の周知  
 県は、地下水使用合理化の取組についてホームページ、広報誌等により積極的に周知し、モデルとなる取組を実施している者について、「くまもと環境賞」等で顕彰する。
- 4 地下水使用合理化に関する助言及び指導  
 県は、地下水の採取者等に対し、地下水使用合理化に関する必要な助言及び指導を行う。

熊本県告示第1095号

熊本県地下水保全条例に基づく地下水涵養指針の策定について  
熊本県地下水保全条例（平成2年熊本県条例第52号）第33条第1項の規定に基づく地下水涵養指針を次のとおり定めた。  
平成24年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「地下水の涵養の促進に関する指針（地下水涵養指針）」

はじめに

本県では、生活用水の約8割が地下水を水源としており、特に熊本地域\*においては、生活用水のほとんどを地下水に依存している。

地下水は、自然の水循環と人為的な水循環の巧みな組合せによって成り立っており、現在も、森林の整備保全や水田耕作をはじめ、様々な水源涵養の取組によって守られている。

しかしながら、阿蘇外輪山西麓の台地部等で地下水位が長期的に低下傾向を示すとともに、熊本地域や荒尾地域などで硝酸性窒素等の汚染が散見されるなど、近年、地下水の水量・水質両面の課題が生じている。

地下水採取量については、水田等農地面積の減少や工業用水の合理化等によって全県的に減少傾向にあるが、生活用水等に利用される水道水の採取量はほぼ横ばいの状態である。

また、市街地の進展や宅地造成等による、涵養域（水田、畑地等）の減少により地下水涵養量が減少し、地下水位の長期的な低下傾向の要因となっている。

このような地下水を取り巻く状況を背景とし、本県の宝である地下水を将来にわたり守り継いでいくために、節水や水利用の合理化により地下水採取量を抑制するとともに、地下水涵養対策を講ずることにより地下水の涵養量を増加させる必要がある。そのためには、地下水を採取する者だけでなく、地下水を利用する者がそれぞれの役割を認識し、地下水涵養に取り組むことが重要である。

特に、熊本県地下水保全条例（以下「条例」という。）第25条の3第1項及び第27条の2第1項に基づき地下水採取に関し県知事の許可を要する者（以下「許可採取者」という。）は、揚水設備の規模により相当量の地下水採取が可能となることから、許可採取者による地下水の涵養の取組を促進していくことが重要である。

この指針は、このような認識の下に、条例第33条の規定に基づき、地下水の涵養を総合的かつ計画的に促進するため、必要な事項を定めるものである。

\*熊本地域とは、熊本市、菊池市（旧泗水町、旧旭志村の区域に限る）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の11市町村からなる地域をいう。

第1 地下水涵養の促進の基本的な考え方

地下水の水量保全を図るためには、健全な水循環を将来にわたり維持することが必要である。そのためには、市街地の進展や農地の減少等により涵養域が減少する中で、地下水を採取する者だけでなく、地下水を利用する者全てが、地下水は「公共水」であるとの認識に立ち、未然防止の観点から、連携・協働して、それぞれの事業内容や実情に応じた地下水の涵養に係る措置を積極的に講じる必要がある。特に、地下水採取地と同一の敷地内\*<sup>1</sup>又は地下水採取地が属する地下水域（盆）\*<sup>2</sup>と同一の地下水域（盆）内（以下「同一地下水域内」という。）における地下水涵養量を増加させる取り組みを講じることが求められる。

※1 敷地内とは、地下水を採取する者が地下水を採取している敷地であって、事業活動を行うための土地の範囲をいう。ただし、敷地が道路、河川等により分断されていても、生産工程や管理運営上密接な関連を有している場合は、敷地内に含めるものとする。

※2 地下水域（盆）とは、一つの大規模な帯水層又はいくつかの帯水層を包含し、涵養域及び流出域を含めた水収支区を示す区域をいう。

第2 許可採取者による地下水涵養の取組

1 許 可 採 取 者 による地下水涵養の実施に関する基本的方向

地下水量の保全を図るため、条例第35条に基づき地下水涵養に取り組むことが義務付けられている許可採取者は、第1の基本的な考え方を踏まえ、自らの判断に基づき、地下水採取量に応じた地下水涵養の方策を適切に選択する必要がある。ただし、地下水涵養を行うに当たっては、地下水が汚染されることがないように地下水質の保全に配慮しなければならない。また、許可採取者は、その実施する地下水涵養の効果を適切に評価し、より一層地下水涵養に取り組むものとする。

許可採取者が地下水涵養を行うに当たっての基本的方向を、次のとおりとする。

《基本的方向》

許可採取者が地下水涵養を行うに当たっては、地下水使用合理化により地下水採取量の抑制を図ったうえで、原則として、地下水採取地と同一地下水域内において地下水涵養対策に取り組むことにより、地下水採取量に応じた地下水涵養量を確保するものとする。

具体的には、許可採取者は、単独での敷地内涵養の取組や他の採取者等との協働による涵養事業の実施など、地下水採取量や採取者の実情に応じて、地下水涵養に取り組むものとする。

(参考：本県の地下水域(盆)区分)

玉名・有明地下水域

荒尾市、玉名市、玉東町、長洲町を含む区域

阿蘇地下水域

阿蘇谷地域  
阿蘇市(旧阿蘇町、旧一の宮町)を含む区域  
南郷谷地域  
南阿蘇村、高森町を含む区域

熊本周辺地下水域

熊本地域

熊本市、菊池市(旧泗水町、旧旭志村)、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町を含む区域

菊鹿盆地地域

菊池市(旧菊池市、旧七城町)、山鹿市(旧山鹿市、旧鹿本町、旧鹿央町)を含む区域

八代地下水域

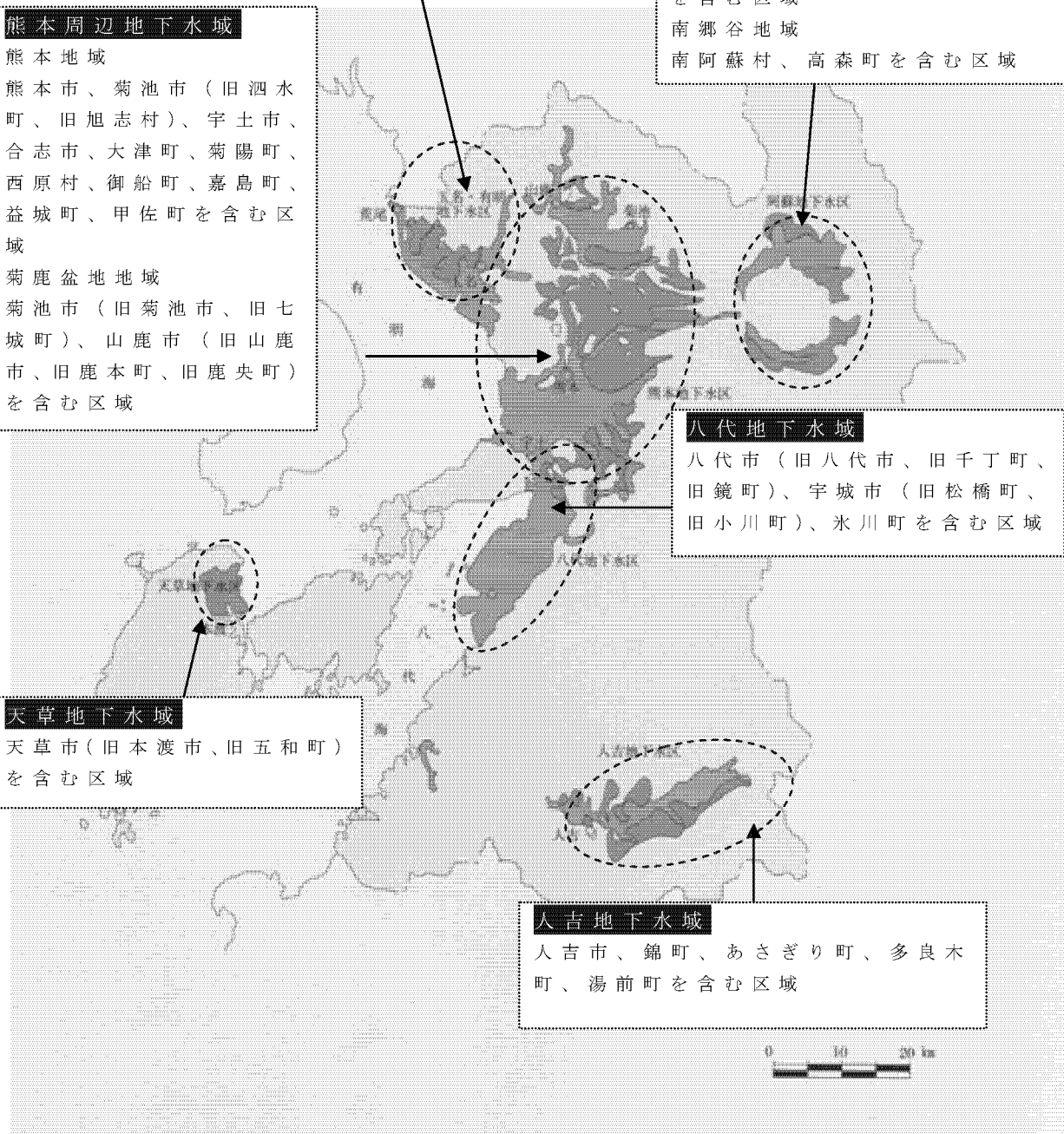
八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町)、宇城市(旧松橋町、旧小川町)、氷川町を含む区域

天草地下水域

天草市(旧本渡市、旧五和町)を含む区域

人吉地下水域

人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町を含む区域



- 2 許可採取者が地下水涵養を実施すべき量に関する目標  
 許可採取者は、地下水の水量保全に資するため、自らの地下水採取量に応じた地下水涵養対策に取り組むものとする。  
 特に、条例第25条の2に基づく重点地域として指定された熊本地域の許可採取者は、当面、地下水採取量の1割を目標として地下水涵養に取り組むものとする。  
 なお、この目標については、目標の達成状況、熊本地域における地下水位の状況等を踏まえ必要な見直しを行うものとする。  
 重点地域外の許可採取者については、具体的な目標は設定しないが、採取量に応じて可能な限り地下水涵養対策に取り組むものとする。

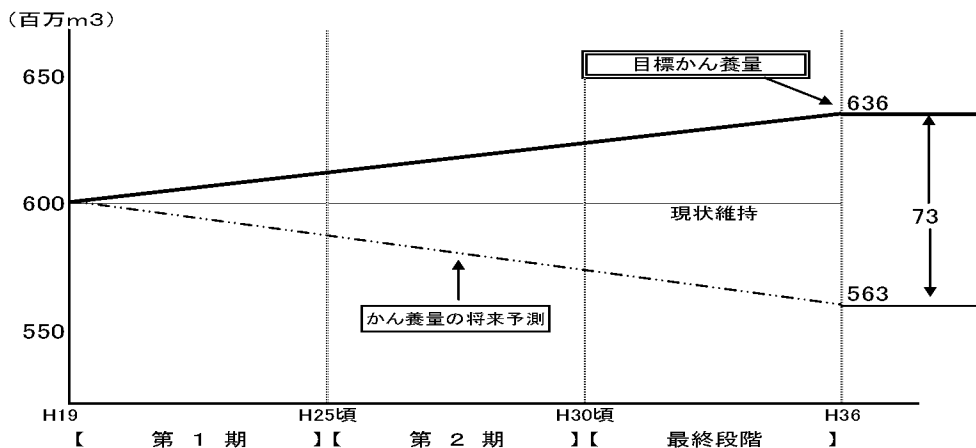
《参考》

重点地域である熊本地域では、平成20年9月に熊本地域地下水保全対策会議において、熊本地域地下水総合保全管理計画を策定している。この計画では、地下水の涵養に



ついて何の対策も講じなければ、平成19年度は約6億立方メートルと推計される地下水涵養量は、平成36年度には5億6,300万立方メートルに減少すると見込まれており、これを計画作成前10年間の平均涵養量である6億3,600万立方メートルまで回復させるためには、平成36年度までに年間約7,300万立方メートルの涵養量を確保する必要があるとされている（次図参照）。

熊本地域における目標涵養量達成イメージ



「熊本地域地下水総合保全管理計画」より

3 許可採取者による地下水涵養の促進のための措置に関する事項

(1) 許可採取者による地下水涵養の方策

許可採取者は、第2の1に示した基本的方向を踏まえ、次に掲げる方策を基本として、地下水採取量に応じて、それぞれの特性にあった地下水涵養対策を計画的かつ総合的に実施するものとする。

① 敷地内涵養の促進

地下水涵養を促進するため、許可採取者は、敷地内における雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の設置により、可能な限り敷地に降った雨を地下に浸透させるものとする。

ただし、雨水の浸透に当たっては、地下水を汚染することがないように十分配慮する必要がある。

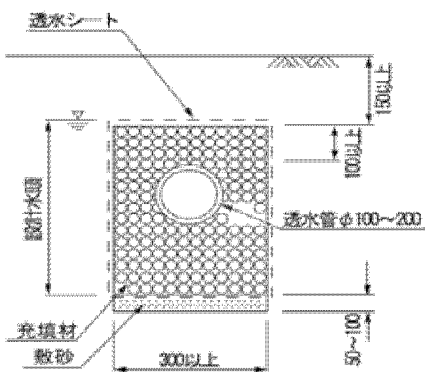
また、雨水浸透施設のうち、雨水浸透ます等底部が浸透構造となっている施設の場合は、ゴミ、落ち葉、土砂等の堆積による目詰まりにより、浸透機能に支障を来す場合があることから、設置場所の立地条件等を考慮のうえ、取外しのできるゴミフィルター（金網）等を設置することにより目詰まり防止対策を実施する必要がある。

ア 雨水の浸透方法

雨水の地下への浸透に当たっては、地下水汚染の防止の観点から、次に掲げる雨水浸透施設等により、地表面又は地表近くの地層を通して雨水を自然に地下へ浸透させる方法を用いるものとする。

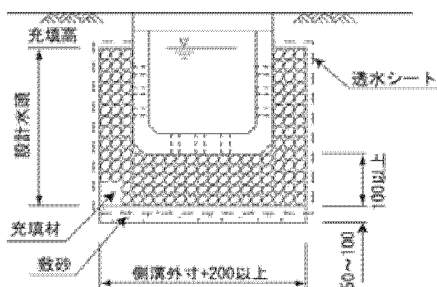
雨水の浸透方法	説 明
<p><b>(ア) 雨水浸透ます</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有孔又は透水性のますの周囲及び底部を碎石で充填し、集水した雨水を直接地中に浸透させる施設</li> <li>・ 連棟式ビニールハウスに降った雨水をパイプで集め、底部に碎石を充填した施設に導水し、雨水を直接地中に浸透させる施設</li> </ul>

(イ) 雨水浸透トレンチ



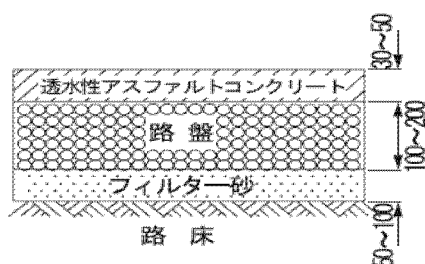
- ・有孔又は透水性の材料で造られた管の周囲を碎石で覆い、集水した雨水を直接地中に浸透させる施設

(ウ) 雨水浸透側溝



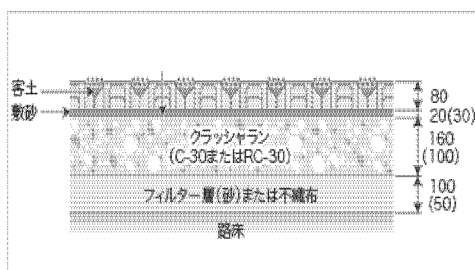
- ・有孔又は透水性のコンクリート材料で造られた側溝の周囲を碎石で充填し、本体側面より雨水を直接地中に浸透させる施設

(エ) 透水性舗装



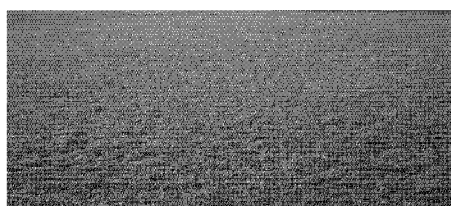
- ・透水性のある舗装材を用い、雨水を表面より地中へ浸透させる施設

(オ) 緑化ブロック



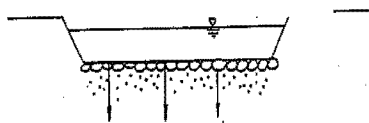
- ・コンクリート製等のブロックを等間隔に配置し、隙間を芝等で覆い、雨水を表面より地中に浸透させる施設

(カ) 緑地



- ・地表面からの雨水の流出を減少させ、浸透量の増大を図るための芝生等の直栽地

(キ) 浸透型調整池



・雨水調整池等の雨水の貯留施設の底部を透水性の構造とし、貯流された雨水を徐々に地中に浸透させる施設

イ 雨水浸透を推進する上での留意事項

(ア) 地下への浸透が好ましくない雨水に関する取扱い  
浸透性が著しく高い砂れき層や陥没凹地\*等に直接浸透させる施設の設置は、地下水質への悪影響が懸念されるため避けること。設置が避けられない場合は、雨水浸透施設に汚染物質を含む雨水が混入しない構造にする等の配慮を行うこと。

※陥没凹地とは、火山灰や軽石等の地層が地下水による浸食を受けて流出し、地下に空洞が形成されたことによりできた窪地をいう。断層沿いに見られることが多い。

a 有害物質や油を貯蔵又は使用する施設の雨水の取扱いについて

雨水浸透施設に有害物質や油を含む雨水が混入するおそれがない構造とすること。特に、有害物質や油を貯蔵又は使用することにより、これらが飛散するおそれのある区画の雨水は、雨水浸透施設に流入させないこと。ただし、油のみを貯蔵又は使用等する区画において集水ますに越流堰を設ける等油を排除することができる構造であればこの限りでない。

b 建物雨水の取扱いについて

集水面積の大きい建物の場合、屋根の材質、防水塗料の成分により、雨水の水素イオン濃度指数 (pH) によっては有害物質が溶出する可能性があることから、有害物質を含む材質を用いている建物の雨水を地下水涵養の源水として使用しないこと。

ただし、一般的な住宅程度では集水面積が小さく、雨水との接触時間が短い初期流出溶出量が少なく問題はないと考えられる。

c 側溝水等の取扱いについて

アスファルト路上からの流入がある市街地の側溝水は初期降雨に有害物質が検出されることもあり、地下水涵養源水としての利用には適さない。

また、利用頻度の高い駐車場において雨水を集水し浸透ますにより地下へ浸透させる場合等は、地下水質への影響を考慮し、初期雨水を一定量除外できる構造とすること。

(イ) 涵養能力の大きい施設の設置が好ましくない場所

a 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号) や地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号) の定めるところにより、雨水を地下に浸透させることが禁止されている区域。

b 上記に掲げる区域のほか、雨水を地下へ浸透させることにより防災上の支障が生じると予想される箇所 (地すべりのおそれのある箇所、高低差があり崩壊の危険がある箇所及び陥没を直接引き起こすおそれのある箇所等)

c 地盤の雨水浸透能力が低く、浸透効果を期待できない箇所

② 敷地外涵養の促進

地下水の涵養を促進するために、許可採取者は、比較的地下水涵養効果が高い水田湛水の実施、畑地、森林、草地等の保全、水田湛水事業への助成等により敷地外における地下水涵養に取り組むものとする。

また、森林の持つ水源涵養機能の保全・強化に資する水源涵養林の整備や、涵養域で栽培された米等の農産物の購入についても、森林や水田等による地下水涵養機能を維持することにつながることから、地下水涵養の促進に寄与する取組として位置づける。

③ 協働の取組による地下水涵養

上記①及び②の方策に取り組むことが困難な許可採取者においては、他の採取者等と協働して地下水涵養に取り組むことが考えられる。

例えば、熊本地域においては、「公益財団法人くまもと地下水財団」(以下「地下水財団」という。)その他の地下水保全を目的とする公益法人等が実施する地下水涵養事業に対し、寄附等の協力を行うことを通じて地下水涵養対策に貢献することが考えられる。

なお、許可採取者は、2 に掲げる地下水涵養を実施すべき量に関する目標を達成するための取組として、上記①から③までによる方策を組み合わせて実施することも可能である。

(2) 重点地域 (熊本地域) における許可採取者による地下水涵養の具体的な実施方法  
重点地域 (熊本地域) 内の許可採取者は、事業活動に伴う地下水採取量を正確に

把握したうえで、2の「許可採取者が地下水涵養を実施すべき量に関する目標」で掲げたように、当面、年間採取量の1割に相当する量を目標涵養量とし、地下水涵養に取り組むものとする。

また、許可採取者がやむを得ない事情により直ちに目標涵養量を確保できない場合は、将来的に実現できるように計画的に取り組むものとする。

① 地下水涵養の措置を実施する手段

ア 許可採取者が単独で実施する場合

(ア) 地下水採取量を正確に把握するとともに、地下水使用合理化の取組を実施することによって削減された最小限の地下水使用量を算出する。

(イ) 地下水採取予定量の少なくとも1割に相当する量を目安とした目標涵養量を設定する。

(ウ) 目標涵養量を達成するために実施可能な敷地内及び敷地外の涵養の取組を列挙し、別に示す算定方法等によって効果を算定して、地下水涵養計画を作成する。

(エ) 目標涵養量に対し地下水涵養量が不足する場合は、併せて次のイによる取組を検討する。

(オ) 計画に基づき地下水涵養を実施する。

イ 協働の取組により地下水涵養対策を実施する場合

(ア) 地下水採取量を正確に把握するとともに、地下水使用合理化の取組を実施することによって削減された最小限の地下水使用量を算出する。

(イ) 地下水採取予定量の少なくとも1割に相当する量を目安とした目標涵養量を設定する。

(ウ) 地下水財団等の地下水涵養事業を実施している公益法人等に採取量に応じた協力金・寄付金を拠出するなどして、協働の取組に参画する。

(3) 重点地域外における許可採取者による地下水涵養の具体的な実施方法

重点地域外の許可採取者は、地下水採取量に応じて、「(1) 許可採取者による地下水涵養の方策」の中から、それぞれの特性にあった地下水涵養対策を計画的に実施するものとする。

第3 その他の採取者による地下水涵養の取組

1 その他の採取者による地下水涵養の実施に関する基本的方向及び実施すべき量に関する目標

許可採取者以外の地下水採取者（以下「その他の採取者」という。）は、第2の1及び2に示した許可採取者による地下水涵養の実施に関する基本的方向及び実施すべき量に関する目標を踏まえ、自らの事業活動に伴う地下水採取量に応じて、可能な限り地下水涵養に取り組む。

2 その他の採取者による地下水涵養の促進のための措置に関する事項

その他の採取者による地下水涵養促進のための措置については、第2の3(1)に示した許可採取者による地下水涵養の方策と同様とする。

第4 地下水利用者による地下水涵養の取組

地下水利用者は、家庭、学校、事業所等において、緑地の確保や雨水浸透施設の設置等により、可能な限り地下水涵養に努めることが望ましい。なお、取り組むべき地下水涵養の措置については、第2の3(1)に示した許可採取者による地下水涵養の方策を参考として取り組む。

なお、重点地域（熊本地域）内で、条例第35条に規定する面積5ヘクタール以上の大規模な開発行為を行う事業者にあつては、その事業の施行により雨水の地下浸透が妨げられることから、第2の3(1)「①敷地内涵養の促進」で示した方策を踏まえ雨水の地下浸透に努めるものとする。また、その他の開発行為を行う事業者にあつても地下水の汚染に配慮したうえで、適切な涵養対策を講じるよう努めるものとする。

第5 その他の重要事項

1 地下水の涵養の促進に関する知識の普及

県は、市町村と連携し、水環境教育、広報等を通じ、地下水涵養に関する知識や方策についての県民の理解を深めるとともに、積極的な普及啓発に取り組む。

2 関係者との協力

県は、熊本県内、特に重点地域である熊本地域において、市町村、事業者、研究機関等と連携・協働して地下水涵養に関する調査研究を推進し、科学的見地に基づく地下水涵養域の保全を図り、地下水涵養量の確保に努める。

3 地下水涵養の取組の周知

県は、地下水涵養の取組についてホームページ、広報誌等により積極的に周知し、モデルとなるような取組を実施している者について、「くまもと環境賞」等で顕彰する。

4 地下水涵養に関する助言及び指導

県は、地下水を採取する者等に対し、雨水の地下浸透等に関する必要な助言及び指導を行う。

5 大規模採取等による地下水保全への配慮

大規模な地下水の採取者や大規模な開発行為を行う者は、周辺環境へ配慮し、地下水の保全を図るため、その事業所の存在する市町村又は水道事業者等から地下水採取に関する協定又は覚書等の締結、その他地下水保全に関する協力依頼があつた場合には、誠意ある対応に努める。

別紙

重点地域（熊本地域）における地下水涵養の措置による推定涵養量の算定方法  
 重点地域（熊本地域）の許可採取者が、地下水採取量の1割に相当する涵養量を算定するに当たっての算定方法の例を、以下のとおりとする。この算定方法については、今後の科学的知見により見直すこともある。  
 また、許可採取者が独自に科学的な調査等を行い、合理的な地下水涵養量を算出した場合はそれを採用することも可能とする。

1 敷地内涵養対策による地下水涵養量の算出

雨水浸透施設による地下水涵養においては、敷地内の雨水を集水し地下へ浸透させることから、原則として、有効降雨量又は年間平均降水量に集水面積と施設ごとの係数（雨水が地下に浸透する割合を示したものをいう。）を乗じて地下水涵養量を算出する。

涵養量 = (有効降雨量又は年間平均降水量) × 集水面積 × 係数

- ・ 年間平均降水量 = 1,969 ミリメートル (H14~H23 の 10 年間の平均降水量)
- ・ 有効降雨量 = 1,527 ミリメートル (※降雨強度 7 ミリメートル/時以上の降雨は流出するものとする。)
- ・ 施設ごとの係数は次のとおり

施 設		係 数
雨水浸透ます	住宅用	0.9
	ビニールハウス	0.95
雨水浸透トレンチ 浸透側溝 浸透型調整池		0.65
透水性舗装 緑化ブロック		0.7

- ・ この算定方法は、雨水の集水面積に応じた浸透施設を設置した場合を例示するものである。
- ・ 実際の涵養量は、雨水浸透施設の構造、個数、延長、地質や地形等によって異なるため、許可採取者が個別に涵養量を算出している場合はその数値を採用できるものとする。

(1) 雨水浸透ます（住宅用）

有効降雨量 × 集水面積（屋根面積） × 係数 (0.9)

(例) 屋根面積 70 平方メートルの家に雨水浸透ます（4 基）を設置した場合の 1 年間の涵養量  
 有効降雨量 1,527 ミリメートル / 1,000 × 屋根面積 70 平方メートル × 0.9 = 96 立方メートル

(2) 雨水浸透ます（ビニールハウス用）

有効降雨量 × 集水面積（屋根面積） × 係数 (0.95)

(例) ビニールハウス用浸透ます（1 基）を設置した場合の 1 年間の涵養量  
 有効降雨量 1,527 ミリメートル / 1,000 × 屋根面積 423 平方メートル × 0.95 = 614 立方メートル

(3) 雨水浸透トレンチ・浸透側溝・浸透型調整池

有効降雨量 × 集水面積（敷地面積等） × 係数 (0.65)

(例) 1,000 平方メートルの工場内に雨水浸透側溝を設置した場合（敷地面積内の雨水を全て浸透側溝で処理する場合）の 1 年間の涵養量  
 有効降雨量 1,527 ミリメートル / 1,000 × 敷地面積 1,000 平方メートル × 0.65 = 993 立方メートル

(4) 透水性舗装・緑化ブロック ※緑地についても以下の式により算出する。

年間平均降水量 × 集水面積（設置面積） × 係数 (0.7)

(例) 緑化ブロック（1000 平方メートル）を設置した場合の 1 年間の涵養量  
 年間平均降雨量 1,969 ミリメートル / 1,000 × 設置面積 1000 平方メートル × 0.7 = 1,378 立方メートル

2 敷地外涵養対策による地下水涵養量の算出

(1) 水稲作付け及び水田湛水事業による地下水涵養量

水稲作付けや水田湛水事業による地下水涵養量は、他の対策による地下水涵養と比較して涵養効果が高く、また、これまでの調査により、実施する地域ごとの涵養量を算出することが可能であることから、別表の地域ごとの減水深※を用いて、次に掲げる式により地下水涵養量を算出する。

湛水面積 × 地域毎の減水深 × 湛水期間

※減水深とは、水田に蓄えられた水が一定期間中に減少する水量で、水田における蒸発散量（水面表面から蒸発する量と稲を通じて蒸発する量）と水田浸透量の合計を水深単位で表したものをいう（地域ごとの減水深は別表を参照）。水田湛水事業の場合は、代かき回数を減らしているため、通常の水稲作付けに比べて減水深が大きくなる。

(事例 1) 白川中流域 550 ヘクタール（5,500,000 平方メートル）の水田湛水事業を 1 カ月実施した場合の涵養量  
 湛水面積 550 ヘクタール × 減水深 0.11 メートル/日 × 1 カ月 = 550 ヘクタ

ール×0.11メートル/日×30日=1,815万立方メートル  
 (事例2) 小山山区で5ヘクタール(50,000平方メートル)の水田湛水事業を1カ月実施した場合の涵養量  
 湛水面積50,000平方メートル×減水深0.03メートル/日×1ヶ月=50,000平方メートル×0.03メートル/日×30日=4.5万立方メートル

(2) 水田以外の地下水涵養量

畑地、森林、草地等の水田以外の地下水涵養量については、過去に県が実施した調査結果等を踏まえ、次に掲げる式により、土地利用区分ごとの係数を用いて地下水涵養量を算出する。

涵養量=年間平均降水量×実施面積×係数\*

※ここに示す係数は、重点地域である熊本地域において許可採取者が実施する地下水涵養の取組による涵養量(目標涵養量)を算出するための目安であり、畑地、森林、草地が有する全ての公益的な機能を評価するものではない。

- ・年間平均降水量=1,969ミリメートル(H14~H23の10年間年の平均降水量)
- ・土地利用ごとの係数は次のとおり

土地利用	係 数
畑地	0.7
山地部*にある森林・草地	0.2
山地部以外の森林・草地	0.5

※ 山地部は別表の地域区分図において「-」で示された箇所

① 畑地の地下水涵養量

年間平均降水量×畑地面積×係数(0.7)

(例) 1ヘクタールの畑の涵養量

1,969ミリメートル/1,000×面積10,000平方メートル×0.7=13,783立方メートル

② 水源涵養林(森林)の地下水涵養量

年間平均降水量×森林面積×係数(0.2又は0.5)

(例) 5,000平方メートルの水源涵養林(山地部以外の森林)の涵養量

1,969ミリメートル/1,000×面積5,000平方メートル×0.5=4,923立方メートル

③ 米等涵養に資する作物の契約栽培による地下水涵養量

契約栽培による涵養量の推計方法は2(1)の算定方法に基づき算出する。

この場合、重点地域である熊本地域内の契約栽培を対象とする。

(例) 白川中流域区内で1ヘクタールの水田について100日間の栽培契約をした場合の涵養量

水田面積10,000平方メートル×減水深0.075メートル/日×100日間=75,000立方メートル

④ 涵養域で栽培された米等の購入による地下水涵養量

米の場合は、栽培のための湛水が地下水涵養となることから、2(1)の算定方法を用いて収穫量あたりの涵養量を計算し、購入量1キログラムの涵養量を算出する。

この場合、許可採取者が購入した農産物で、重点地域(熊本地域)内で栽培されたものを対象とする。なお、実施状況を報告する際には、産地が分かる資料を添付するものとする。

(例) 社員食堂で提供するため、白川中流域内で栽培された米を1キログラム購入する場合

1ヘクタール(10,000平方メートル)の水田で100日間作付けをした場合は、減水深75ミリメートル/日を用いて算出する。(収穫量を1ヘクタール当たり5000キログラムと想定)

減水深0.075メートル/日×100日×10,000平方メートル/5,000キログラム=15立方メートル/キログラム

\* 重点地域(熊本地域)以外の地下水涵養の取組について

地下水涵養の取組は、直接的な涵養効果がある同一地下水域内で行うことを原則とするが、重点地域(熊本地域)以外の地域で既に行っている地下水涵養の取組であって、熊本地域の地下水涵養への関連が認められる場合は、その状況等を考慮し、熊本地域の涵養の取組に準じて算定する。

3 協働の取組による地下水涵養量

採取者等の協働の取組により実施した地下水涵養事業については、協働事業による涵養量を算出したうえで、事業者間で定める割合等によりそれぞれの涵養量を算出するものとする。なお、許可採取者が、例えば地下水財団が実施する涵養事業に寄付等を行うことにより涵養対策を講じる場合は、採取量1立方メートル当たり0.3円を採取量に乗じて得た額を目安とする。

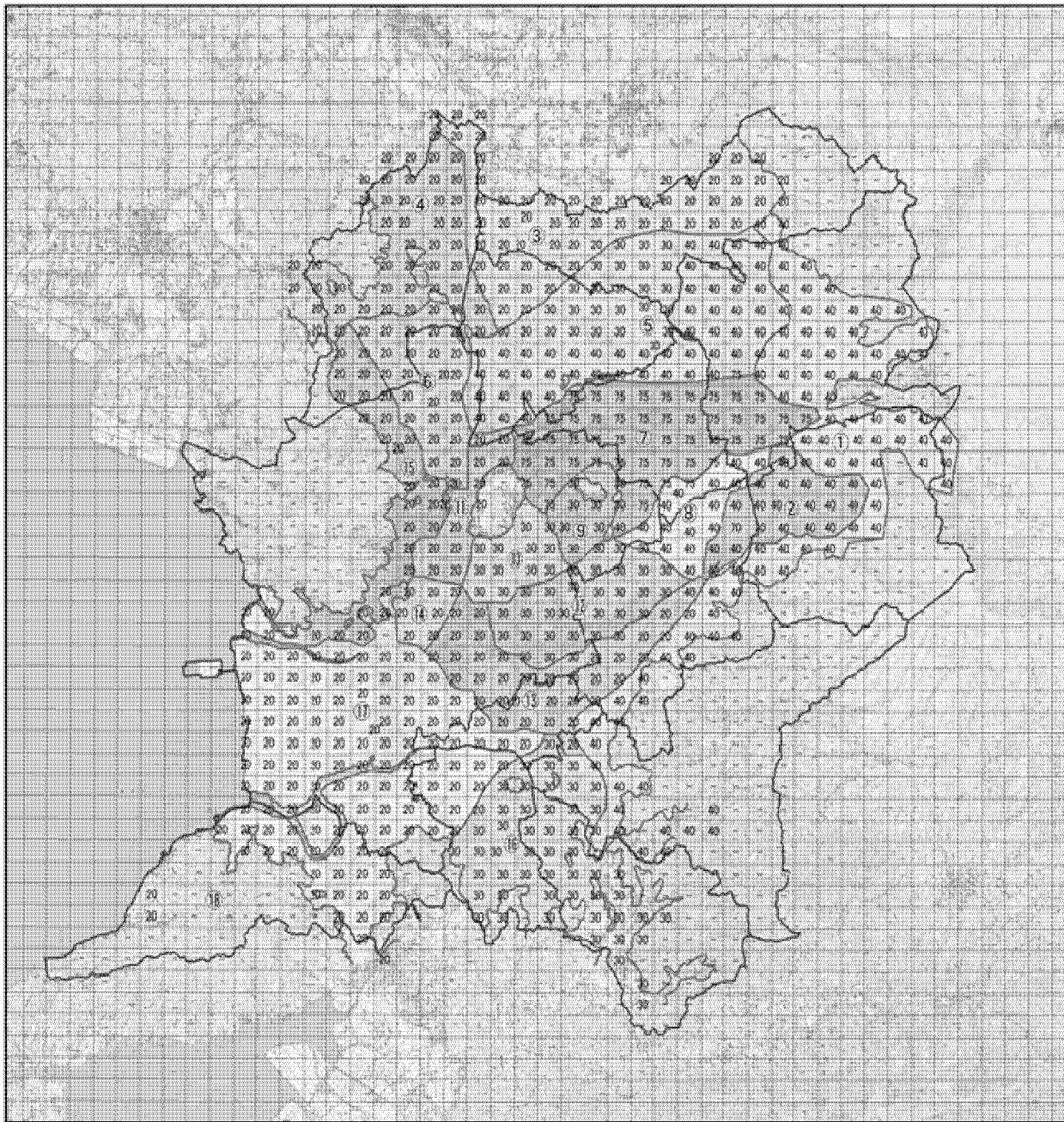
〈参考〉

- 涵養量の算定に用いる「係数」を定めるに当たっては、次の調査資料を参考にした。
- ・雨水浸透施設
    - 「畑面雨水浸透モデル実験報告書（平成 2 年 2 月）」（熊本県・熊本市）
    - 「雨水浸透モデル施設整備事業設計業務委託報告書（平成 2 年 1 1 月）」（熊本県）
    - 「下水道施設計画・設計指針と解説（前編 2001 年版）」（日本下水道協会編）
  - ・減水深
    - 「熊本地域地下水総合調査（平成 7 年 3 月）」（熊本県・熊本市）
    - 「熊本地域地下水保全対策調査業務報告書（平成 1 7 年 2 月）」（熊本県・熊本市）
  - ・畑地
    - 「熊本地域地下水総合調査（平成 7 年 3 月）」（熊本県・熊本市）
    - 「畑面雨水浸透モデル実験報告書（平成 2 年 2 月）」（熊本県）
    - 「火山性地質流域における水循環機構とその特性に関する基礎研究（昭和 61 年 11 月）」（下山昌司）
    - 「熊本地域地下水保全対策調査業務報告書（平成 1 7 年 2 月）」（熊本県・熊本市）
  - ・山地部にある森林、草地
    - 「熊本地域地下水総合調査（平成 7 年 3 月）」（熊本県・熊本市）
    - 「熊本地域地下水保全対策調査業務報告書（平成 1 7 年 2 月）」（熊本県・熊本市）
  - ・山地部以外の森林、草地
    - 「森林等の有する地下水涵養効果調査研究（平成 24 年 3 月）」（熊本県）

別表 地域区分ごとの減水深データ

NO	地区名	減水深（ミリメートル/日）
1	阿蘇西麓区	40
2	高遊原東部区	40
	上記のうち 西原村小森・河原地区	70
3	菊鹿盆区	20
4	植木台地北部区	20
5	菊池台地区	30
	上記のうち 幾久富、竹迫地区	40
6	植木台地南部区	20
7	白川中流区	水稲作付 75 ただし水田湛水事業 110
8	高遊原西部区	40
9	小山山区	30
1 0	託麻台地北部区	30
1 1	八景水谷区	20
1 2	託麻台地南区	30
1 3	江津湖周辺区	20
1 4	熊本市街南部区	20
1 5	金峰山周縁区	20
1 6	緑川区	30
1 7	熊本平野区	20
1 8	宇土区	20
—	山地	—

地域区分図



公 告

熊本県公告第 5 0 9 号  
 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 5 条の 2 第 1 項の変更許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 5 条の 2 第 5 項及び同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。  
 平成 2 4 年 9 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 （1 工区）  
 合志市豊岡字拾八町 2 2 1 7 番 1 の一部  
 1 7, 5 8 1. 0 6 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 熊本市東区錦ヶ丘 1 8 番 2 4 号  
 大和ハウス工業株式会社 熊本支店



熊本県公告第510号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成24年9月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイソー荒尾店・マミーズ緑丘店  
荒尾市本井手字大谷1574番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
ダイワロイアル株式会社 代表取締役社長 原田 健	東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号
株式会社マミーズ 代表取締役社長 岡野 守	福岡県柳川市筑紫町334番地16

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社マミーズ 代表取締役社長 岡野 守	福岡県柳川市筑紫町334番地16
株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年2月15日（希望予定日）
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,309平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - No.1 建物南側 50台
    - No.2 建物北側 15台 合計65台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - No.1 マミーズ棟南側 10台
    - No.2 ダイソー棟南側 8台 合計18台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - No.1 マミーズ棟北側 95.2平方メートル
    - No.2 ダイソー棟北西側 50平方メートル 合計145.2平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - No.1 マミーズ棟北西側 21立方メートル
    - No.2 マミーズ棟北側 3立方メートル
    - No.3 ダイソー棟北側 6立方メートル 合計30立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社マミーズ	午前10時	午後11時
株式会社大創産業	午前10時	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後11時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 建物敷地南側及び北西側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

- 8 届出年月日  
平成24年9月14日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び玉名地域振興局総務部総務振興課  
平成24年9月28日から平成25年1月28日まで

- 10 備考  
計画地において、現在マミーズが店舗面積千平方メートル以下で営業中である。

熊本県公告第511号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
(1工区)

宇城市松橋町久具字猫迫680番の一部、同684番の一部、同685番の一部、同686番の一部、同687番1の一部、同688番1、同690番、同691番、同692番2の一部、同693番2の一部、同694番4の一部、同759番1の一部、同760番1、同761番1、同762番1、同763番1の一部、同765番1の一部、同786番1の一部、同787番1、同788番1、同790番1並びに里道の一部及び水路の一部

17,693.06平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宇城市松橋町松橋1455番地1  
社会医療法人 黎明会

熊本県公告第512号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
(2工区)

宇城市松橋町松橋字園田842番1  
983.95平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宇城市松橋町松橋235番地  
野方 昇

熊本県公告第513号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成24年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス菊南店  
合志市須屋1910

- 2 変更した事項

(1)大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
大和情報サービス株式会社 代表取締役 福島 長男	大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸

- 3 届出年月日

平成24年9月11日

- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県菊池地域振興局総務部総務振興課

平成24年9月28日から平成25年1月28日まで

熊本県公告第514号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

荒尾市大島字新四ツ山1722番3の一部、同1722番12の一部、同1722番13の一部、同1722番14の一部及び同字割山688番8の一部  
13,189.16平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

福岡県柳川市古賀46番地の1  
松本木材株式会社

**熊本県公告第515号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成24年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池市泗水町吉富字黒木317番4の一部及び同317番5  
32, 697.69平方メートル（うち、道路後退部分246.83平方メートル）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池市隈府888番地  
菊池市

**熊本県公告第516号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営第一湯前地区土地改良事業（農業用排水施設、暗きょ排水）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成24年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営第一湯前地区土地改良事業（農業用排水施設、暗きょ排水）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成24年10月1日から平成24年10月29日まで
- 3 縦覧場所  
湯前町役場

**熊本県公告第517号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営第四阿蘇地区土地改良事業（農業用排水施設、暗きょ排水）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成24年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営第四阿蘇地区土地改良事業（農業用排水施設、暗きょ排水）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成24年10月1日から平成24年10月29日まで
- 3 縦覧場所  
阿蘇市役所、南阿蘇村役場

**熊本県公告第518号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営菊池東部2期地区（姫井工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。  
この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。  
平成24年9月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営菊池東部2期地区（姫井工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成24年10月1日から平成24年10月29日まで
- 3 縦覧場所  
菊池市役所

**熊本県公告第519号**

熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年熊本県条例第1号）第6条の規定により、熊本県職員の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公

表する。

平成24年9月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の採用

平成23年度に新たに採用された一般職の職員（臨時職員を除く。）及び再任用された職員の状況は、次のとおりである。

【新規採用】

(単位：人)

区 分	試験の種類				選 考	任期付	合 計
	大卒程度	民間経験者	短大卒程度	高卒程度			
一般行政職	57	7	0	15	23	0	102
警 察 職	92	0	0	55	0	0	147
教 育 職	0	0	0	0	263	0	263
企 業 職	0	0	0	0	0	0	0
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0
合 計	149	7	0	70	286	0	512

【再任用】

(単位：人)

区 分	フルタイム	短時間	合 計
一般行政職	45	66	111
警 察 職	19	0	19
教 育 職	66	8	74
企 業 職	1	1	2
技能労務職	8	0	8
合 計	139	75	214

(注) 一般行政職、警察職、教育職、企業職及び技能労務職の区分は、次のとおりである。

- ① 一般行政職
- ② 警 察 職
- ③ 教 育 職
- ④ 企 業 職
- ⑤ 技能労務職
- ②～⑤以外の職員  
公安職給料表が適用される職員  
教育職給料表が適用される職員  
企業職給料表が適用される職員  
技能労務職給料表が適用される職員

(2) 職員の離職

平成23年度に離職した一般職の職員（臨時職員を除く。）の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

区 分	定年退職	勸奨退職	そ の 他						合 計
			分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	普通退職	
一般行政職	174	32	1	2	0	1	40	41	291
警 察 職	99	12	0	1	0	4	0	73	189
教 育 職	254	75	0	1	0	7	37	37	411
企 業 職	3	0	0	0	0	0	1	1	5
技能労務職	14	5	0	0	0	1	3	3	26
合 計	544	124	1	4	0	13	81	155	922

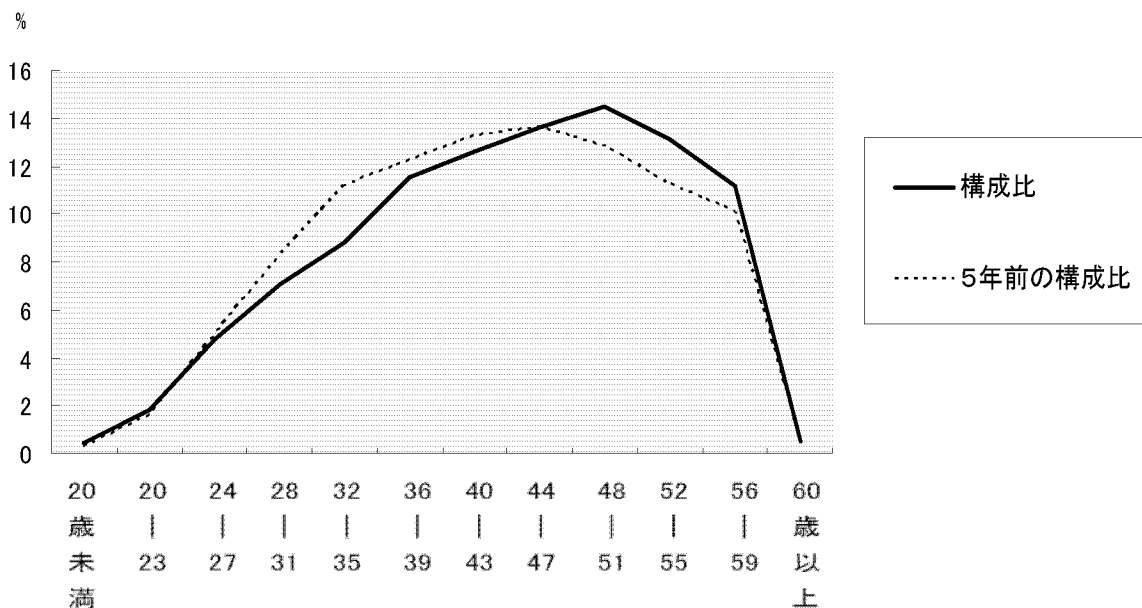
(3) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年度4月1日現在） (単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成24年度	平成23年度		
一般行政	議 会	31	31	0	
	総 務	723	744	▲ 21	減) 事務の統廃合縮小
	税 務	245	245	0	
	労 働	77	81	▲ 4	減) 事務の統廃合縮小
	農林水産	1,302	1,332	▲ 30	減) 事務の統廃合縮小
	商 工	193	184	9	増) ポートセールス推進室の設置
	土 木	813	835	▲ 22	減) 熊本市の政令市移行に伴う組織改編
	民 生	418	446	▲ 28	減) ねんりんピック推進課の廃止
	衛 生	552	560	▲ 8	減) 事務の統廃合縮小
	小 計	4,354	4,458	▲ 104	(参考:人口10万人当たり職員数 241人)
教 育		14,305	14,519	▲ 214	減) 学級数減による教職員の減
警 察		3,431	3,456	▲ 25	減) 事務の統廃合縮小
公営企業等	病 院	86	82	4	増) 欠員補充
	下 水 道	5	6	▲ 1	
	そ の 他	84	89	▲ 5	減) 事務の統廃合縮小
	小 計	175	177	▲ 2	(参考:人口10万人当たり職員数 10人)
合 計		22,265	22,610	▲ 345	(参考:人口10万人当たり職員数 1,233人)
		[26,819]	[26,812]	[ 7]	

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。  
 3 職員数は、総務省の「地方公共団体定員管理調査」に基づき同省に報告したものである。

② 年齢別職員構成の状況 (平成24年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	99人	409人	1,056人	1,574人	1,956人	2,565人	2,814人	3,033人	3,228人	2,920人	2,492人	119人	22,265人

③ 定員管理の数値目標及び達成状況

ア 平成20年4月1日から平成24年4月1日までの定員管理の達成状況

平成20年4月1日 職員数	平成24年4月1日 職員数	純減数	純減率
23,554人	22,266人	△1,288人	△5.5%

(参考) 熊本県財政再建戦略における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成20年4月1日	平成24年4月1日	5.1%削減

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要(各年4月1日現在)

部 門	区 分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成20年～ 平成24年計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目		
知事部局	職員数	4,820	4,684	4,516	4,408	4,305	-	4,338
	増減		△136	△168	△108	△103	△515 (△10.7%)	△482 (△10.0%)
教育委員会	職員数	15,029	14,869	14,712	14,489	14,273	-	14,301
	増減		△160	△157	△223	△216	△756 (△5.0%)	△728 (△4.8%)
警察本部	職員数	3,433	3,425	3,432	3,456	3,428	-	3,446
	増減		△8	7	24	△28	△5 (△0.1%)	13 (0.4%)
その他	職員数	272	277	270	260	260	-	264
	増減		5	△7	△10	0	△12 (△4.4%)	△8 (△2.9%)
計	職員数	23,554	23,255	22,930	22,613	22,266	-	22,349
	増減		△299	△325	△317	△347	△1,288 (△5.5%)	△1,205 (△5.1%)

- (注) 1 計画期間は、平成20年4月1日から平成24年4月1日までの4年間である。  
 2 ( %)内の数値は、増減率を示す。  
 3 その他職員数は、各種委員(会)事務局、議会事務局、企業局、病院局及び公立大学法人熊本県立大学派遣職員の計。  
 4 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。  
 5 職員数は、市町村派遣医師を含み、1年以上の臨時職員を除く。

2 職員の給与の状況

平成24年4月1日現在のラスパイレス指数、職員の平均年齢、平均給料月額等の国及び都道府県平均値については、現在、国において集計しているもので、確定後公表する。

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

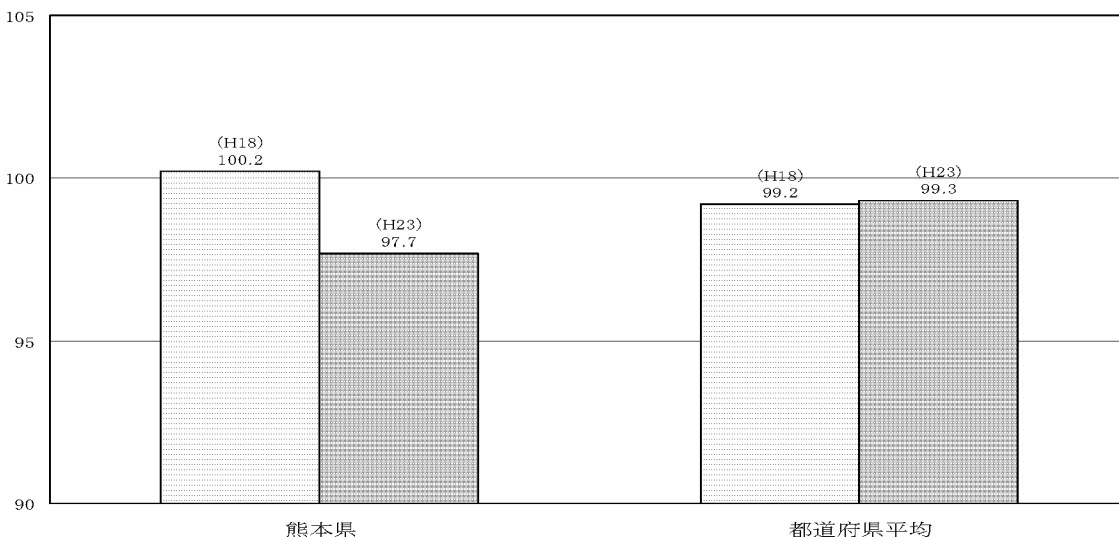
区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 取 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(23年度末)	A		B	B/A	22年度の人件費率
23年度	人 1,822,331	千円 738,481,419	千円 11,767,042	千円 214,318,358	% 29.0	% 26.7

② 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 22,432	千円 99,540,128	千円 17,660,267	千円 36,537,501	千円 153,737,896	千円 6,854	千円 -

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成 2 3 年 4 月 1 日現在の人数である。

③ ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 1 0 0 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

④ 給与改定の状況

ア 月例給

区 分	人事委員会の勧告					(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A-B	勧 告 (改定率)	給与改定率	
24年度	円 -	円 -	円 -	% -	% -	% -

(注) 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

イ 特別給

区 分	人事委員会の勧告					(参考) 国の年間支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較 差 A-B	勧 告 (改定月数)	年間支給月数	
24年度	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(2) 一般行政職給料表の状況（平成 2 4 年 4 月 1 日現在）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1 号 給 の 給 料 月 額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	
最 高 号 給 の 給 料 月 額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200	478,200	537,700	

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
熊本県	43.9 歳	347,236 円	408,311 円	376,010 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
都道府県平均	— 歳	— 円	— 円	— 円

イ 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
熊本県	49.2 歳	359 人	332,322 円	369,118 円	350,145 円
うち用務員	48.0 歳	228 人	323,800 円	360,183 円	342,407 円
うち運転士	51.4 歳	65 人	359,852 円	406,796 円	381,775 円
うち学校給食員	47.3 歳	7 人	320,914 円	335,423 円	326,200 円
うち巡視	51.5 歳	5 人	349,200 円	383,720 円	376,200 円
国	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円
都道府県平均	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
熊本県	—	—	—
うち用務員	5,703,196 円	— 円	—
うち運転士	6,407,352 円	— 円	—
うち学校給食員	5,425,176 円	— 円	—
うち巡視	5,938,640 円	— 円	—

ウ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本県	42.6 歳	374,748 円	422,110 円
都道府県平均	— 歳	— 円	— 円

エ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本県	45.7 歳	393,613 円	433,680 円
都道府県平均	— 歳	— 円	— 円



オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
熊本県	39.3 歳	322,397 円	419,923 円	345,453 円
国	- 歳	- 円	- 円	- 円
都道府県平均	- 歳	- 円	- 円	- 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 24 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 「イ 技能労務職」の表は、平成 24 年 4 月 1 日現在の技能労務職給料表適用者(国の海事職俸給表(二)の適用を受ける職員に相当する職員及び企業局の職員を除く。)を対象に作成している。  
なお、「うち用務員」には、用務員のほか、監視員、業手及び学校技師を含む。  
また、年収ベースの「公務員(C)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 1.2 倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値である。

② 職員の初任給の状況(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分		熊 本 県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	146,700 円	-
	中学卒	130,500 円	-
高等学校教育職	大学卒	192,800 円	-
	高校卒	-	-
小・中学校教育職	大学卒	192,800 円	-
	高校卒	-	-
警察職	大学卒	192,300 円	200,000 円
	高校卒	161,500 円	158,100 円

③ 職員の経験年齢別・学歴別平均給料月額状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

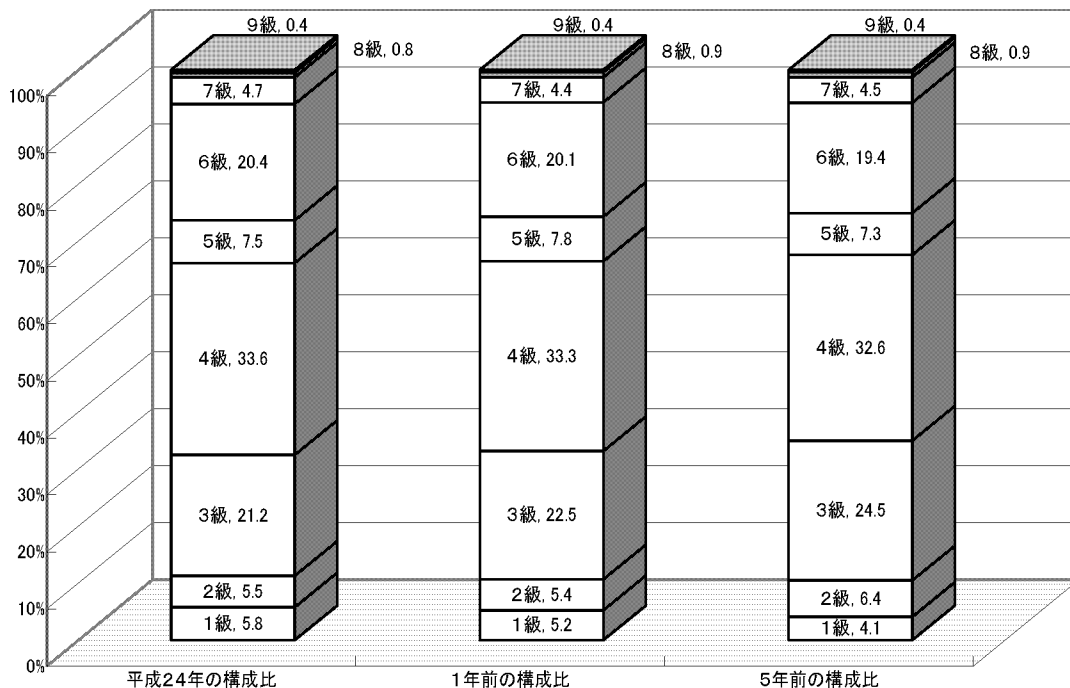
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	262,208 円	322,589 円	371,314 円
	高校卒	213,144 円	268,348 円	320,306 円
技能労務職	高校卒	211,400 円	245,488 円	279,467 円
	中学卒	-	240,475 円	262,125 円
高等学校教育職	大学卒	302,082 円	363,760 円	404,427 円
	高校卒	-	-	-
小・中学校教育職	大学卒	306,254 円	363,287 円	397,841 円
	高校卒	-	-	-
警察職	大学卒	285,633 円	335,769 円	388,118 円
	高校卒	244,064 円	300,062 円	347,763 円

(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師の職務及びこれに相当する職務	人 270	% 5.8
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事、技師の職務及びこれに相当する職務	人 257	% 5.5
3 級	(1)本庁の係長の職務及びこれに相当する職務 (2)主任主事、主任技師の職務	人 993	% 21.2
4 級	(1)本庁の課長補佐の職務及びこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を処理する係長の職務及びこれに相当する職務	人 1,575	% 33.6
5 級	本庁の相当困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務	人 352	% 7.5
6 級	(1)本庁の課長の職務及びこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務	人 953	% 20.4
7 級	(1)本庁の局長の職務及びこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を処理する課長の職務及びこれに相当する職務	人 221	% 4.7
8 級	本庁の困難な業務を処理する局長の職務及びこれに相当する職務	人 39	% 0.8
9 級	本庁の部長の職務及びこれに相当する職務	人 21	% 0.4

(注) 1 熊本県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



② 昇給への勤務成績の反映状況

ア 勤務成績の評定の実施状況

熊本県職員人事評価実施要綱による人事評価の結果を踏まえ、昇給日（毎年1月1日）前1年間を期間とする昇給に係る勤務成績の評価を実施した。

イ 昇給への勤務成績の反映状況

昇給区分については、5段階（A～E）に設定した。評価結果に基づき、C区分を標準に昇給区分を決定。なお、A・B区分については、新たな評価制度を構築するまでの間、従来の特別昇給の運用を踏まえて対応した。

平成24年1月1日の昇給においては、知事部局職員4,480名のうち、上位区分（A・B区分）に決定されている者が699名（15.6%）、標準区分（C区分）に決定されている者が3,099名（69.2%）、下位区分（D・E区分）に決定されている者が186名（4.2%）であった。

(5) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

熊 本 県		国	
1人当たり平均支給額（平成23年度）		—	
1,586 千円			
（平成23年度支給割合）		（平成23年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
（1.45）月分	（0.65）月分	（1.45）月分	（0.65）月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役職加算 5～20%</li> <li>・ 管理職加算 15～25%</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役職加算 5～20%</li> <li>・ 管理職加算 15～25%</li> </ul>	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参 考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

「勤務実績不良等の職員に係る分限等の取扱要綱」に基づく研修・指導の対象である職員には、50/100の成績率を適用した。

② 退職手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

熊 本 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	4,977 千円	27,147 千円			

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 23 年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

支給実績(平成23年度決算)		67,557 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)		866,115 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	34 人	18 %	18 %
大阪市	8 人	15 %	15 %
福岡市	5 人	10 %	10 %
長崎市	1 人	3 %	3 %
福岡県太宰府市	0 人	3 %	3 %
上記以外の市町村	22,066 人	0 %	0 %
平均支給率		16.4 %	16.4 %

(注) 1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

2 「支給実績(平成23年度決算)」及び「支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)」には、東日本大震災に係る職員派遣に伴い、派遣先の規定に基づき本県が支給する地域手当が含まれている。

④ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績(平成23年度決算)		1,110,505 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)		118,711 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度)		38.4 %	
手当の種類(手当数)		58種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 税務手当	熊本県税事務所、自動車税事務所、総務部又は地域振興局に勤務する職員	県税の賦課又は徴収に従事したとき	月額 20,000円 日額 1,000円
2 感染症防疫作業手当	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事する職員	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事したとき	日額 290円
3 放射線取扱作業手当	放射線取扱作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を照射する作業に従事したとき	診療放射線技師等 日額 350円 作業介助者 日額 230円
4 漁ろう手当	苓洋高等学校所管の船舶に乗り込む船員	漁ろうに従事したとき	・漁ろうに従事したとき 1航海の水揚げ総額から販売に要する諸経費の額を控除して得た額の2割の範囲内で支給 ・漁ろう実習に従事したとき 日額 2,500円
5 福祉業務手当	福祉事務所に勤務する職員	福祉に関する現業業務に従事したとき	日額 600円
6 潜水手当 第18号作業に係る手当	・水産研究センターに勤務する職員 ・警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員 ・苓洋高等学校所管の船舶に乗り込む船員	潜水器具を着用して行う潜水作業に従事したとき	1時間あたり 20メートルまで310円 30メートルまで780円 30メートル超1,500円
7 精神保健指定医等従事手当	精神保健指定医である職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく診察、診察の立ち会い、移送等に従事したとき	日額 290円
8 有害薬品等取扱作業手当	有害薬品等による化学的試験に従事する職員又は病虫害防除作業に従事する職員	有害薬品等による化学的試験又は病虫害防除作業に従事したとき	日額 290円
9 種雄牛馬取扱作業手当	農業研究センター、熊本農政事務所又は地域振興局に勤務する職員	種雄牛、種雄馬又は種雄豚について自然交配若しくは精液採取の作業又は制御作業に従事したとき	日額 230円
10 舎監兼務手当	本来の勤務のほか舎監としてその附属寄宿舍における入所生の指導及び監督並びに当該寄宿舍の管理の業務に従事する職員	本来の勤務のほか舎監としてその附属寄宿舍における入所生の指導及び監督並びに当該寄宿舍の管理の業務に従事したとき	日額 100円又は300円
11 訓練教育手当	職業能力開発校又は職業能力開発短期大学校に勤務する職業訓練指導員、農業大学校に勤務する職員	職業訓練業務、研修教育業務、教育訓練業務に従事したとき	日額 1,200円
12 速記手当	熊本県議会事務局に勤務する職員	速記業務に従事したとき	日額 700円
13 と畜検査等手当	と畜検査員又は食鳥検査員	獣畜又は食鳥のと殺又は解体に係る検査業務に従事したとき	日額 300円
14 夜間看護手当	こども総合療育センターの病棟に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事したとき	1回につき 2,000円～6,800円
15 用地交渉従事手当 第14号作業に係る手当	・公共事業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償の業務等に従事する職員 ・全警察職員	直接用地交渉に従事したとき	日額 700円 (夜間 1,000円)
16 消防訓練従事手当	消防職員及び消防団員の訓練指導にもつぱら従事する職員	レンジャー訓練、油火災消火訓練、中・高層建築物における避難救助訓練に従事したとき	日額 720円

<p>17 特殊現場作業手当 第28号作業に係る手当</p>	<p>①坑内作業に従事する職員 ②建築物、橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員並びに衛生又は公害に関する調査及び検査に従事する職員 ③橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ④かんがい排水事業における隧道工事、橋脚の潜函工事等に従事する職員 ⑤土木技術の職員のうち、①～④以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ⑥総務部及び地域振興局に勤務する職員 ⑦農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員 ⑧ダム管理所に勤務する職員 ⑨警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員</p>	<p>①トンネル及びたて坑の坑内で行う作業に従事したとき ②地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき ③水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき ④圧搾空気内で行う作業に従事したとき ⑤別に知事が定める業務に従事したとき ⑥火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査に従事したとき ⑦ガラスハウス等内で1日につき2時間以上の作物の栽培管理又は生育調査の作業に従事したとき ⑧大雨、雷、強風等の悪天候下の屋外における機械設備の点検及び整備の作業に従事したとき ⑨工事の測量、指導、監督又は検査の作業に従事したとき</p>	<p>① 日額 560円 ② 日額 220円又は320円 ③ 日額 220円 ④ 日額 210円～1,000円 ⑤ 日額 400円 ⑥ 日額 750円 ⑦ 日額 300円 ⑧ 日額 150円 ⑨ 高所における作業 日額 220円又は320円 道路上における作業 日額 400円</p>
<p>18 漁業取締手当</p>	<p>漁業取締に従事する職員</p>	<p>海上において、被疑者の追跡、立入検査又は取調べの業務に従事したとき</p>	<p>日額 550円</p>
<p>19 航空機とう乗作業手当 第21号作業に係る手当</p>	<p>・災害被害状況調査業務並びに防災消防業務及び当該業務に関する訓練業務に従事する職員 ・全警察職員</p>	<p>航空機にとう乗して業務に従事したとき</p>	<p>1時間当たり 1,900円 (警察職員は 整備士 2,200円 その他 1,900円)</p>
<p>20 衛生検査業務従事手当</p>	<p>保健所又はこども総合療育センターに勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師</p>	<p>臨床検査技師等に関する法律に規定する検査業務に従事したとき</p>	<p>日額 290円</p>
<p>21 し尿処理施設検査等従事手当</p>	<p>環境保全課若しくは保健所に勤務する環境衛生指導員又は環境保全課、保健環境科学研究所若しくは保健所で公害関係業務に従事する職員</p>	<p>し尿処理施設の機能及び処理装置の検査の業務、家畜のふん尿に係る公害を防止するため、施設等に立ち入って行う検査及び調査の業務に従事したとき</p>	<p>日額 230円</p>
<p>22 い草取扱作業手当</p>	<p>農業研究センターに勤務する職員</p>	<p>染土附着後のい草を乾燥機により乾燥する作業、貯蔵庫内におけるい草の搬入搬出作業、い草の選別作業に従事したとき</p>	<p>日額 220円</p>
<p>23 結核患者等訪問指導手当</p>	<p>保健所に勤務する職員</p>	<p>・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、結核登録票に登録されている者の家庭を訪問し、必要な指導を行ったとき ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、精神障害者を訪問し、精神保健及び精神障害者の福祉に関する指導を行ったとき</p>	<p>日額 230円</p>
<p>24 狂犬病防疫作業手当</p>	<p>保健所に勤務する職員</p>	<p>狂犬病予防法に規定する予防注射、犬の抑留、死体の引き取り、犬の一斉検診又は臨時の予防注射、病性鑑定のための措置、けい留されていない犬の抑留又は薬殺を行ったとき</p>	<p>日額 360円</p>
<p>25 植物検疫防除手当</p>	<p>病害虫防除所に勤務する職員</p>	<p>植物検疫法に規定する、検疫に関する事務、市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関する事務、発生予防事業に関する事務等に従事したとき</p>	<p>給料月額額の6/100の額</p>
<p>26 小型船舶海上作業手当</p>	<p>水産技術の職員及び公害関係の職員</p>	<p>総トン数5トン未満の船舶又は舟を使用して、試験研究等に係り船上での測定、計量等の作業及びこれに付随する作業に従事したとき</p>	<p>日額 220円</p>

27	公共土木施設災害応急作業手当	農林水産部及び土木部並びに地域振興局、熊本土木事務所、ダム管理所及び港管理事務所に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	日額 480円又は730円
28	夜間定時制勤務手当	夜間の定時制課程に係る業務に従事する職員	正規の勤務時間内において行われる業務に午後5時以降において2時間以上従事したとき	1日につき 130円
29	昼夜間兼務手当	所定の時間数を超えて夜間に授業若しくはその補助又は養護を行った職員	所定の時間数を超えて夜間に授業若しくはその補助又は養護を行ったとき	1時間につき 1,500円
30	夜勤手当	家畜の分娩、水産実習のため夜間に勤務した職員	家畜の分娩、水産実習のため夜間に勤務したとき	1夜につき 5時間未満 1,700円 5時間以上 3,400円
31	面接指導手当	通信教育において面接して指導を行った職員	通信教育において面接して指導を行ったとき	1時間につき1,600円
32	学力検査手当	高等学校入学学力検査問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行った職員	高等学校入学学力検査問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行ったとき	1時間につき300円
33	農業水産管理手当	農業及び水産増殖に関する学科の実習に係る施設又は設備の維持管理の業務に従事した職員	農業及び水産増殖に関する学科の実習に係る施設又は設備の維持管理の業務に従事したとき	日額 5時間未満 1,700円 5時間以上 3,400円
34	教員特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの等に従事する職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの等に従事するとき	1日につき 1,100円～6,400円
35	多学年学級担当手当	2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教諭又は講師	当該学級における授業又は指導に従事したとき	1日につき 2複式学級 290円 3複式学級 350円
36	教育業務連絡指導手当	管理運営の基本的事項について定めた規則に規定する主任等で困難な職務を担当する教諭又は養護教諭	管理運営の基本的事項について定めた規則に規定する主任等で困難な職務を担当するとき	1日につき 200円
37	第1号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	主として私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業に従事したとき	1日につき 560円
38	第2号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	犯罪鑑識作業に従事したとき	犯罪現場 1日につき 560円 犯罪現場以外 1日につき 280円
39	第3号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	無線自動車運転作業に従事したとき	1日につき 420円
40	第5号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	交通捜査作業及び交通整理作業に従事したとき	交通捜査作業 1日につき 高速隊 840円 その他 560円 交通整理作業 1日につき 高速隊 460円 その他 310円
41	第6号作業に係る手当	全警察職員	特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業等に従事したとき	1日につき 250円～4,600円
42	第8号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	白バイ運転作業に従事したとき	1日につき 560円
43	第9号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	感染症被留置者看守作業及び被留置者看守作業に従事したとき	感染症被留置者看守作業 1日につき 290円 その他看守作業 1日につき 240円
44	第10号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	感染症被留置者護送作業及び被留置者護送作業に従事したとき	感染症被留置者護送作業 1日につき 290円 その他護送作業 1日につき 200円

45 第11号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	警ら作業(船舶に乗り組んで行う作業を除く。)に従事したとき	1日につき 340円
46 第13号作業に係る手当	全警察職員	感染症死体処理作業及び死体処理作業に従事したとき	1体につき 1,600円～3,490円
47 第15号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が夜間において行われる業務に従事したとき	1回につき 730円
48 第17号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	爆発物処理作業、火薬類等製造施設災害調査作業に従事したとき	爆発物処理作業 1回につき 5,200円 火薬類等製造施設災害調査作業 1日につき750円
49 第19号作業に係る手当	全警察職員	災害警備等作業、救難救助作業、救難救助訓練作業に従事したとき	災害警備等作業 1日につき 840円～1,680円 救難救助作業 1日につき 840円～1,680円 救難救助訓練作業 1日につき 400円
50 第20号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員(航空機操縦作業については、全警察職員)	航空機操縦作業、航空機整備作業に従事したとき	航空機操縦作業 1時間につき 5,100円 航空機整備作業 整備士 1日につき 1,410円
51 第22号作業に係る手当	全警察職員	航空機とう乗危険作業に従事したとき	操縦士 1時間につき 760円 整備士 1時間につき 660円 その他の警察職員 1時間につき 570円
52 第24号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	船舶警ら等作業に従事したとき	1日につき 220円
53 第25号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	緊急夜間作業に従事したとき	1回につき 1,240円
54 第26号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	身辺警護等作業に従事したとき	1日につき 640円～1,150円
55 第27号作業に係る手当	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	銃器等を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等作業に従事したとき	1日につき 820円～1,640円
56 道路上作業手当	熊本土木事務所又は地域振興局に勤務する職員	道路の維持補修等の作業に従事したとき	1日につき 100円又は150円
57 特殊自動車運転業務手当	農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員	起伏のある傾斜地における農耕トラクタの運転業務及びシャベルローダの運転業務に従事したとき	日額 240円
58 東日本大震災関連作業手当	全警察職員	東日本大震災に対処するため、設定された区域での作業に従事したとき	警戒区域 1日につき 2,000円～20,000円 計画的避難区域 1日につき 1,000円～5,000円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績(平成23年度決算)	2,735,942 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	121 千円
支給実績(平成22年度決算)	2,743,353 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	120 千円



⑥ その他の手当（平成 2 4 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円	同じ	—	3,072,982 千円	248,048 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同じ	—	1,449,819 千円	691,378 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,300円～33,100円を支給	異なる	通勤の実態に対応し、交通機関利用者の全額支給上限並びに交通用具利用者の距離区分及び手当額	2,434,788 千円	114,946 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、医師等20,000円/回、その他4,200円～7,200円/回を支給	同じ	—	594,748 千円	295,669 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である医師等に対して410,900円以内を支給	同じ	—	125,156 千円	1,955,563 円
6 農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業の普及事業に従事する常勤の職員に対して給料の8%以内を支給			76,061 千円	336,553 円
7 へき地手当(これに準ずる手当を含む。)	・へき地学校等に勤務する職員に対して給料等の20%以内を支給 ・異動に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の4%以内を支給			158,724 千円	236,741 円
8 定時制通信教育手当	定時制、通信制の課程を置く県立学校の職員に対して給料の6%以内を支給			36,176 千円	237,500 円
9 産業教育手当	農業、水産又は工業の産業教育に関する課程を置く県立学校の職員で、実習を伴うこれらの課程の科目を担当する職員に対して給料の6%以内を支給			119,584 千円	207,244 円
10 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ	—	547,388 千円	291,629 円
11 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ	—	196,742 千円	142,257 円

12 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,000円を支給	一部異なる	所有に係る住宅に居住している職員に対して支給される額及び支給期間	1,904,245 千円	126,070 円
13 特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)	・離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して給料等の25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の6%以内を支給	同じ	—	8,205 千円	248,636 円
14 義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、盲学校、聾学校又は養護学校の小学部若しくは中学部に勤務する職員に対して20,200円以内を支給	同じ	—	973,185 千円	68,191 円
15 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて4,000～45,000円を加算した額を支給	同じ	—	217,901 千円	350,323 円
16 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給	同じ	—	22,629 千円	314,292 円
17 特定任期付職員業績手当	特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対して給料月額相当額を支給	同じ	—	0 千円	0 円
18 任期付研究員業績手当	特に顕著な研究業績を挙げたと認められる任期付職員に対して給料月額相当額を支給	同じ	—	0 千円	0 円
19 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給			0 千円	0 円

(6) 特別職の報酬等の状況 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	868,000 円 (1,240,000円)
	副 知 事	970,000 円
報 酬	議 長	970,000 円
	副 議 長	870,000 円
	議 員	780,000 円
期 末 手 当	知 事	(23年度支給割合)
	副 知 事	2.95 月分
	議 長	(23年度支給割合)
	副 議 長 議 員	2.95 月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	副 知 事	124万円×在職月数×0.7 3124.8(4166.4) 万円 任期毎
	備 考	97万円×在職月数×0.5 2328.0 万円 任期毎

(注) 1 給料及び報酬、退職手当の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。  
 ※ 現知事の退職手当について在職月数を48月から36月とする減額措置あり。

(7) 公営企業職員の状況

① 電気事業

ア 職員給与費の状況  
決算

区 分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成22年度の 総費用に占める 職員給与費比率
平成 23 年度	千円 1,773,247	千円 ▲ 347,867	千円 597,998	% 33.7	% 30.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 23 年度	人 60	千円 251,846	千円 53,564	千円 97,686	千円 403,096	千円 6,718

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数は、平成 24 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
熊 本 県	44.3 歳	381,381 円	520,509 円
団 体 平 均	— 歳	— 円	— 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況  
(ア) 期末・勤勉手当

熊 本 県		一般行政職・団体平均等	
1人当たり平均支給額 (平成23年度)		1人当たり平均支給額 (平成23年度)	
1,628 千円		— 千円	
(平成23年度支給割合)		(平成23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	— 月分	— 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	( ) 月分	( ) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%		—	
・管理職加算 15~25%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当 (平成24年4月1日現在)

熊 本 県			一般行政職・団体平均等		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 —	
(退職時特別昇給)	なし		(退職時特別昇給)	—	
1人当たり平均支給額	— 千円	26,857 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (平成24年4月1日現在)

支給実績 (平成23年度決算)		158 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)		158,169 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
	%	該当なし	%

(注) 「支給実績 (平成23年度決算)」及び「支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)」には、東日本大震災に係る職員派遣に伴い、派遣先の規定に基づき本県が支給する地域手当が含まれている。

(エ) 特殊勤務手当 (平成 2 4 年 4 月 1 日現在)

支給総額 (平成 2 3 年度決算)		2,199 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 2 3 年度決算)		68,725 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成 2 3 年度)		53.3 %	
手当の種類 (手当数)		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 発電業務手当	発電総合管理所又は荒瀬ダム管理所に勤務する技術職員及び業手の業務に従事する職員	発電総合管理所における運転監視制御業務に従事したとき	1 日当たり 300 円
		ダムの放流 (洪水警戒体制時及び予備警戒時の放流を除く。)、巡視点検、塵芥処理又は電気工作物若しくは水路工作物等の機器設備 (高電圧のものを除く。) に係る作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務に従事したとき	1 日当たり 450 円
		洪水警戒体制 (予備警戒時の放流業務を含む。) に伴う業務又は高電圧機器設備に近接して行う作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務に従事したとき	1 日当たり 650 円
		・上記各業務を、地上若しくは水面上 10m 以上の足場の不安定な箇所又は管理者がこれと同程度と認める危険及び不快な状態で行う場合 ・運転課長、施設課長又は荒瀬ダムの放流業務に従事する職員が洪水警戒体制に伴う業務に従事した場合	危険度等に応じて上記支給単価に、220 円～440 円を加算
2 特殊現場作業手当	坑内作業に従事する職員	トンネル及びたて抗の坑内で行う作業に従事したとき	1 日当たり 560 円
		建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	1 日当たり 220 円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320 円)
		水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	1 日当たり 220 円
		技術職員のうち、上記各業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員	1 日当たり 400 円
3 用地交渉従事手当	公営企業の事業の用に供する用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	直接用地交渉に従事したとき	1 日当たり 700 円 (夜間 1,000 円)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成 2 3 年度決算)	22,241 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 2 3 年度決算)	445 千円
支給実績 (平成 2 2 年度決算)	25,048 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 2 2 年度決算)	491 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成 23 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 23 年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円	同じ		9,991 千円	217,196 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して 130,300円以内を支給	同じ		7,126 千円	890,700 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃 額55,000円までは全額、それを超える 部分については1/2を加算額として支 給 ・交通用具を利用している職員に対して 距離区分に応じて2,300円～33,100円 を支給	同じ		6,256 千円	125,122 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員 に対して、3,600円～7,200円/回を支給	同じ		0 千円	0 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を 必要とする職員に対して2,500円以内を支給	同じ		0 千円	0 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務 を命じられた職員に対して勤務1時間当 たりの給与額に135/100を乗じて得た額 を支給	同じ		155 千円	11,953 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日 の午前5時までの間に勤務する職員に対 して勤務1時間当たりの給与額に25/100 を乗じて得た額を支給	同じ		0 千円	0 円
8 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている 職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に 対して3,000円を支給	同じ		4,913 千円	122,835 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情 により同居していた配偶者と別居し、単 身で生活する職員に対して基本額23,000 円、距離区分に応じて4,000～45,000円 を加算した額を支給	同じ		680 千円	680,000 円
10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急 の必要等により、週休日等に勤務した場 合、12,000円/回 以内を支給	同じ		0 千円	0 円
11 災害派遣手当 (武力攻撃 災害等派遣手当を含む。)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所 又は居所を離れて本県の区域に滞在する ことを要する場合に3,970円～6,620円を 支給	同じ		0 千円	0 円

② 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況  
決 算

区 分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成 22 年度の 総費用に占める 職員給与費比率
平成 23 年度	千円 925,174	千円 ▲ 184,587	千円 57,921	% 6.3	% 6.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 23 年度	人 7	千円 26,746	千円 4,788	千円 10,194	千円 41,728	千円 5,961

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成 24 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	41.9 歳	347,229 円	470,664 円
団 体 平 均	— 歳	— 円	— 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末・勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額（平成 23 年度） 1,456 千円	1人当たり平均支給額（平成 23 年度） — 千円
(平成 23 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(平成 23 年度支給割合) 期末手当 — 月分 ( ) 月分 勤勉手当 — 月分 ( ) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 —

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

熊 本 県			一般行政職・団体平均等		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	— 月分	— 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	— 月分	— 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	— 月分	— 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 —	
(退職時特別昇給	なし)		(退職時特別昇給	—)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 23 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 23 年度決算）		— 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 23 年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	該当なし	%

## (エ) 特殊勤務手当 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

支給総額 (平成 23 年度決算)		80 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 23 年度決算)		26,800 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成 23 年度)		42.9 %	
手当の種類 (手当数)		2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 特殊現場作業手当	坑内作業に従事する職員	トンネル及びたて抗の坑内で行う作業に従事したとき	1 日当たり 560 円
	建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	地上又は水面上 10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき	1 日当たり 220 円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円)
	水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	水面下 4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき	1 日当たり 220 円
	技術職員のうち、上記各業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員	別に管理者が定める業務に従事したとき	1 日当たり 400 円
	都呂々ダム管理事務所に勤務する業手の業務に従事する職員	大雨、雷、強風等の悪天候下の屋外における機器設備の点検及び整備の作業に従事したとき	1 日当たり 150 円
2 用地交渉従事手当	公営企業の事業の用に供する用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	直接用地交渉に従事したとき	1 日当たり 700 円 (夜間 1,000円)

## (オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成 23 年度決算)	1,107 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 23 年度決算)	185 千円
支給実績 (平成 22 年度決算)	1,730 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 22 年度決算)	288 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。



## (カ) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円	同じ		1,099 千円	183,083 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して 130,300円以内を支給	同じ		604 千円	603,600 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃 額55,000円までは全額、それを超える 部分については1/2を加算額として支 給 ・交通用具を利用してしている職員に対して 距離区分に応じて2,300円～33,100円 を支給	同じ		538 千円	134,540 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員 に対して、3,600円～7,200円/回を支給	同じ		0 千円	0 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を 必要とする職員に対して2,500円以内を 支給	同じ		0 千円	0 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務 を命じられた職員に対して勤務1時間当 たりの給与額に135/100を乗じて得た額 を支給	同じ		23 千円	23,056 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日 の午前5時までの間に勤務する職員に対 して勤務1時間当たりの給与額に25/100 を乗じて得た額を支給	同じ		0 千円	0 円
8 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている 職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に 対して3,000円を支給	同じ		678 千円	169,500 円
9 特地勤務手当 (これに 準ずる手当を含む。)	・離島その他の生活の著しく不便な地に 所在する公署に勤務する職員に対して 給料等の25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場合に3年以 内の期間、勤務年数に応じて給料等の 6%以内を支給	同じ		333 千円	166,682 円
10 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情 により同居していた配偶者と別居し、単 身で生活する職員に対して基本額23,000 円、距離区分に応じて4,000～45,000円 を加算した額を支給	同じ		348 千円	348,000 円
11 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急 の必要等により、週休日等に勤務した場 合、12,000円/回 以内を支給	同じ		0 千円	0 円
12 災害派遣手当 (武力攻撃 災害等派遣手当を含む。)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所 又は居所を離れて本県の区域に滞在す ることを要する場合に3,970円～6,620円を 支給	同じ		0 千円	0 円

③ 有料駐車場事業  
ア 職員給与費の状況  
決算

区 分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成 22 年度の 総費用に占める 職員給与費比率
平成 23 年度	千円 62,994	千円 40,523	千円 —	% —	% —

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 23 年度	人 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成 24 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	— 歳	— 円	— 円
団 体 平 均	— 歳	— 円	— 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況  
(ア) 期末・勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額 (平成 23 年度) — 千円	1人当たり平均支給額 (平成 23 年度) — 千円
(平成 23 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(平成 23 年度支給割合) 期末手当 — 月分 ( ) 月分 勤勉手当 — 月分 ( ) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 —

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である

(イ) 退職手当 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

熊 本 県			一般行政職・団体平均等		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	— 月分	— 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	— 月分	— 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	— 月分	— 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 —	
(退職時特別昇給	なし)		(退職時特別昇給	—)	
1 人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1 人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 23 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 23 年度決算)	— 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 23 年度決算)	— 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	該当なし	%

(エ) 特殊勤務手当 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

支給総額(23年度決算)	— 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額(23年度決算)	— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	— %		
手当の種類(手当数)	2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 特殊現場作業手当	坑内作業に従事する職員	トンネル及びたて抗の坑内で行う作業に従事したとき	1 日当たり 560 円
	建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	地上又は水面上 10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき	1 日当たり 220 円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320 円)
	水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員	水面下 4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき	1 日当たり 220 円
	技術職員のうち、上記各業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員	別に管理者が定める業務に従事したとき	1 日当たり 400 円
2 用地交渉従事手当	公営企業の事業の用に供する用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	直接用地交渉に従事したとき	1 日当たり 700 円 (夜間 1,000 円)

(オ) 時間外勤務

支給実績 (平成 23 年度決算)	— 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 23 年度決算)	— 千円
支給実績 (平成 22 年度決算)	— 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 22 年度決算)	— 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円	同じ		— 千円	— 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して 130,300円以内を支給	同じ		— 千円	— 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃 額55,000円までは全額、それを超える 部分については1/2を加算額として支 給 ・交通用具を利用している職員に対して 距離区分に応じて2,300円～33,100円 を支給	同じ		— 千円	— 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員 に対して、3,600円～7,200円/回を支給	同じ		— 千円	— 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を 必要とする職員に対して2,500円以内を支 給	同じ		— 千円	— 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務 を命じられた職員に対して勤務1時間当 たりの給与額に135/100を乗じて得た額 を支給	同じ		— 千円	— 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日 の午前5時までの間に勤務する職員に対 して勤務1時間当たりの給与額に25/100 を乗じて得た額を支給	同じ		— 千円	— 円
8 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている 職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に 対して3,000円を支給	同じ		— 千円	— 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情 により同居していた配偶者と別居し、単 身で生活する職員に対して基本額23,000 円、距離区分に応じて4,000～45,000円 を加算した額を支給	同じ		— 千円	— 円
10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急 の必要等により、週休日等に勤務した場 合、12,000円/回 以内を支給	同じ		— 千円	— 円
11 災害派遣手当 (武力攻撃 災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所 又は居所を離れて本県の区域に滞在す ることを要する場合に3,970円～6,620円を 支給	同じ		— 千円	— 円

(注) 対象となる職員が少数のため、公表を控えている箇所がある。

(8) 病院事業職員の状況

① 職員給与費の状況  
決 算

区 分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成22年度の 総費用に占める 職員給与費比率
平成 23 年度	千円 1,496,239	千円 37,568	千円 783,642	% 52.4	% 55.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 23 年度	人 83	千円 345,008	千円 115,295	千円 127,302	千円 587,605	千円 7,080

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。  
 2 職員数は、平成 24 年 3 月 31 日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	43.1 歳	369,346 円	582,942 円
医 師	42.8 歳	572,757 円	1,251,601 円
看 護 師	42.9 歳	354,492 円	524,108 円
事 務 職 員	43.4 歳	362,585 円	578,465 円
団体平均	— 歳	— 円	— 円
医 師	— 歳	— 円	— 円
看 護 師	— 歳	— 円	— 円
事 務 職 員	— 歳	— 円	— 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額 (平成 23 年度) 1,639 千円	1人当たり平均支給額 (平成 23 年度) — 千円
(平成 23 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(平成 23 年度支給割合) 期末手当 — 月分 ( ) 月分 勤勉手当 — 月分 ( ) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 —

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 2 4 年 4 月 1 日現在）

熊 本 県			一般行政職・団体平均等		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 —	
(退職時特別昇給	なし )		(退職時特別昇給	— )	
1人当たり平均支給額	212 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、2 3 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成 2 4 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 2 3 年度決算）		— 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 2 3 年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	該当なし	%

エ 特殊勤務手当（平成 2 4 年 4 月 1 日現在）

支給総額（平成 2 3 年度決算）		13,501 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 2 3 年度決算）		270,016 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 2 3 年度）		60.2 %	
手当の種類（手当数）		5 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 感染症防疫作業手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症の防疫に従事したとき	日額290円
2 放射線取扱作業手当	放射線取扱作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を照射する作業に従事したとき	診療放射線技師等 日額 350円 作業介助者 日額 230円
3 精神保健指定医等従事手当	精神保健指定医である職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく、診察、診察の立ち会い、移送等に従事したとき	日額290円
4 夜間看護手当	病棟に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事したとき	1回につき 2,000円~6,800円
5 衛生検査業務従事手当	臨床検査技師及び衛生検査技師	臨床検査技師等に関する法律に規定する検査業務に従事したとき	日額290円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成 2 3 年度決算）	24,732 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 2 3 年度決算）	321 千円
支給実績（平成 2 2 年度決算）	23,005 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 2 2 年度決算）	291 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成 2 4 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成 2 3 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 2 3 年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円	同じ		9,935 千円	231,035 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して 130,300円以内を支給	同じ		3,389 千円	847,200 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃 額55,000円までは全額、それを超える 部分については1/2を加算額として支 給 ・交通用具を利用している職員に対して 距離区分に応じて2,300円～33,100円 を支給	同じ		9,389 千円	120,369 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員 に対して、3,600円～7,200円/回を支給	同じ		9,195 千円	574,700 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を 必要とする職員に対して2,500円以内を 支給	同じ		18,320 千円	3,663,900 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務 を命じられた職員に対して勤務1時間当 たりの給与額に135/100を乗じて得た額 を支給	同じ		8,476 千円	172,977 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日 の午前5時までの間に勤務する職員に対 して勤務1時間当たりの給与額に25/100 を乗じて得た額を支給	同じ		8,085 千円	168,444 円
8 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている 職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に 対して3,000円を支給	同じ		7,101 千円	129,104 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情 により同居していた配偶者と別居し、単 身で生活する職員に対して基本額23,000 円、距離区分に応じて4,000～45,000円 を加算した額を支給	同じ		0 千円	0 円
10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急 の必要等により、週休日等に勤務した場 合、12,000円/回 以内を支給	同じ		0 千円	0 円
11 災害派遣手当（武力攻撃 災害等派遣手当を含む。）	災害応急対策又は災害復旧のため、住所 又は居所を離れて本県の区域に滞在す ることを要する場合に3,970円～6,620円を 支給	同じ		0 千円	0 円

**3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況**

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めている。

(1) **勤務時間**

一般的な職員の勤務時間は、次のとおりだが、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい場合は、別に定めている。

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務時間の割振り		
		始業	終業	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

(2) **年次有給休暇**

年次有給休暇は、採用された年を除き毎年20日付与され、与えられた日数をその年に使用しなかった場合、最高20日まで翌年に繰り越すことができる。

なお、平成23年1月1日から12月31日までの全期間に在職した職員（育児休業者、退職者及び派遣者を除く。）の一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は、11.0日である。

(3) **特別休暇**

特別休暇とは、社会慣習上や物理上等の特別の事由により勤務しないことが相当である場合に認められる有給休暇である。

取得要件には、厳格かつ厳密な規定が設けられているが、ここでは、概要について記載している。

なお、本県では、平成24年4月1日現在27の特別休暇がある。

内 容	期 間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める時間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認める時間
ドナー休暇	その都度必要と認める時間
ボランティア休暇	1暦年のうち5日以内
結婚休暇	5日以内
産前休暇	出産予定日の8週間前から出産の日までの請求した期間
産後休暇	出産の日の翌日から8週間
育児時間休暇	生後3年を経過するまで1日を通じて90分を超えない範囲内で必要と認める期間
生理休暇	請求した日から2日以内においてその都度必要と認める時間
妊娠中の女性職員が母子保健法第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合	その都度必要と認める期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内でおの必要と認める時間
妊娠障害休暇	14日以内
出産補助休暇	出産のため入院等の日以後40日以内において3日以内
男性の育児参加休暇	出産予定日の8週間前から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において5日以内
子の看護休暇	5日（養育する子が2人以上いる場合にあっては10日）以内
短期の介護休暇	5日（要介護者が2人以上いる場合にあっては10日）以内
忌服休暇	1日～10日（血姻関係により異なる。）



父母、配偶者及び子の祭日（父母、配偶者及び子の死亡後 15 年内の日に限る。）にあたる場合	慣習上最小限度必要と認められる期間（1 日）
夏期休暇	任命権者が定める期間内で 5 日以内
長期勤続休暇	連続した 2 日以内
台風、地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 週間を超えない期間内においてその都度必要と認める期間
台風、地震、水害、火災その他の災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限若しくは遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める時間
台風、地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める時間
赴任のため勤務につけない場合	その都度必要と認める期間
昇任のための競争試験又は選考を受けるため出頭する場合	その都度必要と認める期間
あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める事項に該当する場合	人事委員会が承認した期間
スクーリングを受ける場合	その都度必要と認める期間
国民体育大会、県民体育大会等へ参加する場合	その都度必要と認める期間

(4) 病気休暇

病気休暇とは、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があると認められる場合、その療養に専念させる有給休暇である。

内 容	期 間
公務傷病による休暇	必要最小限度の期間
私傷病による休暇	引き続き 90 日以内の期間
結核による休暇	1 年以内の期間

(5) 介護休暇

介護休暇とは、負傷、疾病又は老齢のため 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者等の特定の親族等を介護をするために、勤務しないことが相当であると認められる無給休暇である。

内 容	期 間
特定の親族等を介護するために勤務しないことが相当と認められる場合	連続する 6 月の期間内において必要と認められる期間

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が十分に職責を果たすことができない場合に、公務能率を維持するために行う処分をいい、また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対して、公務における秩序を維持するために職員の責任を追及する処分をいう。

平成 23 年度の処分の状況は、次のとおりである。

(1) 分限処分

(単位：人)

処分理由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合	第 28 条第 1 項第 1 号		1			1	
心身の故障の場合	第 28 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 1 号			164		164	
職に必要な適格性を欠く場合	第 28 条第 1 項第 3 号					0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第 28 条第 1 項第 4 号					0	
刑事事件に関し起訴された場合	第 28 条第 2 項第 2 号					0	
条例で定める事由による場合	第 27 条第 2 項					0	
地方公務員法第 28 条第 4 項により失職した者							
合 計		0	1	164	0	165	0

- (注) 1 同一の者が複数回にわたって分限処分を受けた場合は、その数を重複して計上している。  
 2 2 以上の処分事由により分限処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載している。  
 3 休職者の休職期間が延長された場合は、その都度計上している。

(2) 懲戒処分

(単位：人)

処分理由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第 29 条第 1 項第 1 号	6	1	4	3	14
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第 29 条第 1 項第 2 号	2	2	1		5
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第 29 条第 1 項第 3 号	1	2		1	4
合 計		9	5	5	4	23

- (注) 1 同一の者が複数回にわたって懲戒処分を受けた場合は、その数を重複して計上している。  
 2 2 以上の処分事由により懲戒処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載している。

5 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされており、法令及び職務命令に従う義務をはじめとして、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務など、サービス上の制約が課せられている。

この制約の一つとして、営利企業等の従事制限があるが、任命権者が職務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断したときは、営利企業等への従事を許可することができるものとされている。

平成 23 年度の営利企業等の従事許可の状況は、次のとおりである。

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	177	177

6 職員の研修及び勤務成績の判定の状況

職員の研修については、職員の勤務能率の発揮及び増進のため、任命権者ごとに様々な研修を行っている。

また、各任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされている。

平成 23 年度の実施状況については、次のとおりである。

(1) **研修**  
【知事部局】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
新規採用職員研修	3 回	平成 2 3 年度採用職員	264	
一般職員 4 年目研修	2 回	平成 2 0 年度採用職員	62	
一般職員 7 年目研修	2 回	平成 1 7 年度採用職員	59	
一般職員 1 0 年目研修	3 回	平成 1 4 年度採用職員	83	
技能労務職員研修	1 回	昭和 5 8 年度～昭和 6 1 年度 入庁の技能労務職員	40	
技能労務職員研修 (職種転換試験合格者)	2 回	技能労務職員 (職種転換 試験合格者)	32	
新任係長等研修	3 回	新任係長等	112	
新任所属長等研修	4 回	新任所属長等	176	
選択研修	1 8 回	全職員を対象	483	
新採トレーナー研修	1 回	新採トレーナーに指名さ れた職員	74	
特別研修	3 回	全職員	342	
新任人事評価者等実務研修	4 回	新任人事評価者等	102	
目標設定・進行管理の取組 に関する研修	3 回	管理監督職	135	

(注) 知事部局においては、人事課人材研修室が実施する研修の状況を記載している。

【企業局】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
特定課題研修	2 回	全職員	59	
特定課題研修 (不適正な 経理処理の再発防止)	2 回	全職員	62	

(注) 企業局においては、総務経営課研修の状況を記載している。

【病院局】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
行動制限最小化研修	1 回	全職員	56	
院内感染対策研修	2 回	全職員	103	
医療安全研修	2 回	全職員	161	
経営研修	3 回	全職員 (1 回は中堅職員)	83	

## 【教育委員会】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
新任管理職（校長）研修 (小・中)	1日	小・中学校新任校長	61	
新任管理職（校長）研修 (県立)	1日	県立学校新任校長	13	
21世紀を拓く熊本の教育 推進講座	5ブロックで 実施	小・中校長	421	
新任管理職（教頭）研修 (小・中)	1日	小・中新任教頭	60	
新任管理職（教頭）研修 (県立)	2日	県立学校新任教頭	23	
新任学年主任研修(1・ 2年)	1日	県立新任(1・2年)	36	
管理職等研修会（食育・ 環境教育）	1日	管理職(幼・保・小・中・高・ 特)、市町村教育委員会担当者	208	
県立新任事務長研修	1日	県立新任事務長	16	
初任者研修（小・中・ 高・特）	高・特25日 小・中22日	初任者（小・中、高・ 特）	高・特93 小・中105	
5年経験者研修（小・ 中）	7日	教職経験者（6年目） (小・中)	120	
10年経験者研修（小・ 中・高・特）	12日	10年経験者（小・ 中・高・特）	164	
教職経験者（17年目） 研修（小・中）	2日	教職経験者（17年目） (小・中)	137	うち1名は、県立 中学校所属。
教務主任研修会（県立）	2日 (うち新任のみ1日)	県立学校教務主任	97 (うち新任は23)	
教務主任研修会（小・ 中）	各事務所単位で 実施 各2日	教務主任（小・中）	441	
新規採用養護教諭研修会 (小・中・高・特)	11日	新規採用養護教諭	9	
養護教諭10年経験者研 修会	11日	養護教諭10年経験者 (小・中・高・特)	9	
新規採用栄養教諭研修	11日	新規採用栄養教諭	4	
新任事務職員研修	3日	新任事務職員（小・ 中・高・特）	19	
新任実習教師研修	3日	新任実習教師（高・ 特）	8	
新任寄宿舍指導員研修	3日	新任寄宿舍指導員 (特)	2	
県立学校技師研修	休止	県立学校技師（高・ 特）	休止	
幼稚園・保育所等新規採 用教員・保育士研修	9日	幼稚園・保育所新規採 用教員・保育士	公立7	公立以外に、私 立保育所等の参 加あり。
幼稚園等10年経験者研 修	16日	公市立幼稚園10年経 験者	公立1	
校長等人権教育研修会	1日	校長（小・中・高・ 特）	614	

(注) 教育委員会においては、職階研修の状況を記載している。

## 【警察本部】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
初任科	4回	新規採用警察官、同一般職員	135人	
初任補修科	3回	職場実習修了警察官	122人	
幹部任用科	2回	警部補及び巡査部長昇任者	36人	
部門別任用科	4回	警察官	71人	
警務部門専科	4回	警察官、一般職員	65人	
生活安全部門専科	1回	警察官	15人	
地域部門専科	5回	警察官	65人	
刑事部門専科	6回	警察官	96人	
交通部門専科	4回	警察官	34人	
警備部門専科	1回	警察官	12人	

(注) 警察本部においては、専科の状況を記載している。

## (2) 勤務成績の評定

【知事部局、企業局、病院局】

評定の方法	評定者	評定結果の活用
熊本県職員人事評価実施要綱に基づき、次のとおり評価を実施 ・評価対象者：課長級以下の職員 ・評価項目：業績評価（業務処理、業務改革）、成果行動（コンピテンシー）評価（スキル分野、志向性分野）	基本的に、次のとおり評価者を設定 ・非役付職員：所属の人事担当補佐及び所属長 ・役付職員：所属長	昇任・昇格、配置転換、普通昇給（昇給延伸）、特別昇給及び人材育成に活用している。

(注) 企業局及び病院局においては、知事部局に準じて実施している。

【教育委員会】

評定の方法	評定者	評定結果の活用
<p>&lt;事務局職員&gt; 平成20年度から評価者の役割の見直し、人事評価方法の改正を行った「熊本県教育庁等職員人事評価実施要綱」に基づき、次のとおり評価を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象者：課長級以下の職員</li> <li>・評価項目：実績評価（業務処理、業務改革）、成果行動（コンピテンシー）評価（スキル分野、志向性分野）</li> </ul>	<p>「熊本県教育庁等職員人事評価実施要綱」次のとおり評価者を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次評価者（人事担当補佐）：所属職員の人事評価を実施。</li> <li>・二次評価者（所属長）：一次評価者の人事評価及び所属職員の評価の調整</li> </ul>	<p>昇任、配置転換、普通昇給及び人材育成の参考資料として活用。</p>
<p>&lt;学校職員&gt; 平成18年度より「勤務評定」に代わり現行の人事評価制度を導入。「自己評価」と「評価者評価」の2本柱から成る。「自己評価」は、A～Dの4段階で絶対評価を行う。「評価者評価」は、あらかじめ示された職務行動のレベルに応じて3～0の4段階で評価を行う</p>	<p>「熊本県立学校職員の人事評価に関する規則」及び「熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則」第6条第2項参照。</p>	<p>人事異動及び各種研修受講者推薦等の参考資料として活用する。給与等の処遇に反映させる方法については、調査検討中。</p>

【警察本部】

評定の方法	評定者	評定結果の活用
<p>被評定者に身上申告書を提出させ、各階級に対応する勤務評定記録書により実施。</p>	<p>被評定者の勤務実態を最も把握しうる立場にある者</p>	<p>昇任、昇給、人事異動等の人事管理</p>

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされている。  
平成23年度の実施状況については、次のとおりである。

【知事部局、病院局】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること。	健康診断	定期健康診断
		特殊業務等従事職員健康診断
		人間ドック費用の助成
		じん肺健康診断
		V D T 作業従事職員特別健診
		精密再検査費用助成
	健康相談・指導	健康相談
		ストレス相談
		健診結果の集計、分析、通知
		ヘルスチェックの実施、分析、通知
	事後指導	
	健康教育	肩こり・腰痛予防教室、糖尿病教室
	安全衛生管理	衛生委員会の設置、活動の推進
		長時間勤務健康障害防止対策の推進
		心の健康づくり対策
		心の健康の問題により休業、職場復帰する職員及び所属支援
		メンタルヘルスに関する研修
		衛生管理者の養成
		産業医の養成
	その他	健康サポートセンター
		健康の保持増進に関する広報、啓発
地方職員共済組合が行うメンタルヘルス無料相談事業への助成		
職員の元気回復に関すること。	職員レクリエーション	職員球技大会の実施、レクリエーションの承認
	一般教養	教養室、図書室の管理運営
その他の厚生に関すること。	厚生施設	食堂、売店等
	職員住宅	職員住宅
	その他	ライフプラン事業

【企業局】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること。	健康診断	定期健康診断その他健康診断
	健康相談・指導	産業医による保健指導等
	安全衛生管理	安全衛生推進者の設置
その他の厚生に関すること。	職員住宅	職員住宅の維持管理

【教育委員会】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること。	健康診断	定期健康診断
		人間ドック
		器官別検診
	健康相談・指導	こころの健康相談
		電話健康相談 2 4
		面接によるカウンセリング
		健康診断集計、分析
健康教育	メンタルヘルス講師派遣事業	
安全衛生管理	安全衛生委員会の設置、活動の推進	
その他	健康管理に関する広報、啓発	
その他の厚生に関すること。	職員住宅	教職員住宅の維持管理
	その他	ライフプラン事業の推進

【警察本部】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること。	1 健康診断	1 定期健康診断（特定健康診査を含む。） 2 特殊健康診断（高気圧健康診断等） 3 その他健康診断
	2 健康相談・指導	1 健康相談 2 健康診断後の指導（特定保健指導を含む。）
	3 健康教育	1 メンタルヘルス研修会 2 生活習慣病予防研修会 3 心身の健康づくり支援事業
	4 安全衛生管理	1 衛生委員会、産業医及び衛生管理者の設置 2 安全衛生研修会 3 過重労働対策 4 職員の職場復帰支援
	5 その他	健康管理に関する広報・啓発
その他の厚生に関すること。	1 警察職員互助会	福利厚生事業（給付事業、貸付事業及び福祉事業）
	2 生涯生活設計	1 年代別ライフサイクルプラン研修会 （30歳、40歳、50歳及び57歳） 2 採用時ライフプラン教養

(2) 公務災害

平成 23 年度における職員の公務災害、通勤災害の認定状況については、次のとおりである。

① 公務災害

(単位：人)

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取 件 下 数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
25	158	157	1	1	24

② 通勤災害

(単位：人)

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取 件 下 数	年度末 未処理件数
		通勤災害 該 当	通勤災害 非 該 当		
0	10	8	0	0	2



## (3) 育児休業等の取得

平成23年度の育児休業等の取得状況については、次のとおりである。

## ① 育児休業承認期間 (単位：人)

	育児休業承認期間					合 計
	6月以下	6月～ 1年以下	1年～ 1年半以下	1年半～ 2年以下	2年～ 3年以下	
男性職員	3	5				8
女性職員	5	69	100	62	68	304
合 計	8	74	100	62	68	312

## ②-1 部分休業承認期間

(単位：人)

	部分休業承認期間						合 計
	1年以下	1年～ 2年以下	2年～ 3年以下	3年～ 4年以下	4年～ 5年以下	5年以上	
男性職員							0
女性職員	27						27
合 計	27	0	0	0	0	0	27

## ②-2 一日の部分休業取得時間

(単位：人)

	1日の部分休業取得時間 (平均)				合 計
	30分以下	30分～ 60分以下	60分～ 90分以下	90分超	
男性職員					0
女性職員	5	15	2	5	27
合 計	5	15	2	5	27

8 職員の競争試験及び選考の状況

平成23年度の採用試験等の実施状況については、次のとおりである。

(1) 採用試験の日程等

試験の種類		公告日	申 込 受付期間	試験日 (合格発表日)			試験地
職員採用試験	大学卒業程度	23.4.18	23.5.9 ～5.27	第1次	筆記	23.6.26 (23.7.1)	熊本市 東京都
				第2次	面接	23.7.11 ～7.15 (23.7.22)	熊本市
				第3次	面接	23.7.30 ～8.2 (23.8.12)	熊本市
	大学卒業程度 (民間企業等経験者 対象)	23.4.18	23.5.9 ～5.27	第1次	筆記	23.6.26 (23.7.22)	熊本市 東京都
				第2次	面接	23.8.27 ～8.28 (23.9.9)	熊本市
				第3次	面接	23.9.24 (23.10.4)	熊本市
	短期大学 卒業程度	23.6.17	23.8.8 ～8.26	第1次	筆記	23.9.25 (23.10.4)	熊本市
				第2次	筆記	23.10.22	熊本市
					面接	23.10.29 (23.11.10)	熊本市
				第3次	面接	23.10.29 (23.11.10)	熊本市
	高等学校 卒業程度	23.6.17	23.8.8 ～8.26	第1次	筆記	23.9.25 (23.10.4)	熊本市
				第2次	筆記	23.10.22	熊本市
面接					23.10.29 (23.11.10)	熊本市	
第3次				面接	23.10.29 (23.11.10)	熊本市	
警察官採用試験	警察官A	23.4.18	23.5.9 ～5.27	第1次	筆記	23.7.10 (23.7.15)	熊本市
				第2次	適性	23.8.6	熊本市
					体力	23.8.7	熊本市
					面接	23.8.15 ～8.19 (23.8.26)	熊本市
	警察官B	23.6.17	23.8.8 ～8.26	第1次	筆記	23.10.16 (23.10.25)	熊本市
				第2次	体力	23.11.12	熊本市
					面接	23.11.19 ～11.22 (23.12.2)	熊本市

(2) 採用試験及び採用選考の実施状況

① 職員採用試験

(単位：人)

区分	職 種	採 用 予 定 者 数	第 1 次 試 験		大 卒 第 2 次 試 験		大 卒 第 3 次、 そ の 他 第 2 次 試 験 受 験 者 数	最 終 合 格 者 数	競 争 率 ( 倍 )	採 用 者 数 (7.1現在)
			受 験 者 数	合 格 者 数	受 験 者 数	合 格 者 数				
大 学 卒 業 程 度	行 政	27人程度	292	81	78	36	35	27	10.8	24
	警察行政	9人程度	76	26	26	14	14	9	8.4	7
	学校事務	25人程度	249	75	73	34	34	25	10.0	25
	心理判定員	1人程度	7	3	3	2	2	1	7.0	1
	一般土木	6人程度	17	7	7	5	5	5	3.4	5
	農業土木	2人程度	8	6	6	4	4	2	4.0	2
	建 築	2人程度	11	5	5	4	4	2	5.5	2
	化 学	3人程度	28	9	9	5	5	3	9.3	3
	農 学	2人程度	22	6	6	4	4	2	11.0	2
	林 学	2人程度	14	6	6	4	4	2	7.0	2
	畜 産	1人程度	8	2	2	2	2	1	8.0	1
	水 産	2人程度	12	5	5	4	4	2	6.0	2
	管理栄養士	1人程度	49	7	7	3	3	1	49.0	0
	保健師	4人程度	14	7	6	5	5	4	3.5	4
	薬剤師	5人程度	12	10	10	8	8	5	2.4	5
	小 計	92人程度	819	255	249	134	133	91	9.0	85
	(民間企業等経験者対象)									
	行 政	6人程度	192	18	16	9	8	6	32.0	6
	一般土木	3人程度	38	7	7	4	4	3	12.7	3
	小 計	9人程度	230	25	23	13	12	9	25.6	9
卒 短 期 程 度 大 学	学校図書館事務	3人程度	67	9	/	/	9	3	22.3	3
	小 計	3人程度	67	9	0	0	9	3	22.3	3
卒 高 等 程 度 学 校	一般事務	3人程度	87	9	/	/	8	3	29.0	3
	警察事務	4人程度	81	13	/	/	13	4	20.3	4
	学校事務	4人程度	76	12	/	/	10	4	19.0	4
	一般土木	2人程度	20	6	/	/	5	2	10.0	2
	小 計	13人程度	264	40	0	0	36	13	20.3	13
合 計	117人程度	1,380	329	272	147	190	116	11.9	110	

② 警察官採用試験

(単位：人)

職 種	試 験 の 区 分	採 用 予 定 者 数	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験 受 験 者 数	最 終 合 格 者 数	競 争 率 ( 倍 )	採 用 者 数 (7.1現在)
			受 験 者 数	合 格 者 数				
警 察 官 A	男 性	86人程度	820	335	257	86	9.5	69
	女 性	9人程度	140	39	26	9	15.6	6
	小 計	95人程度	960	374	283	95	10.1	75
警 察 官 B	男 性	58人程度	506	245	187	58	8.7	52
	女 性	9人程度	103	39	26	9	11.4	7
	小 計	67人程度	609	284	213	67	9.1	59
合 計		162人程度	1,569	658	496	162	9.7	134

③ 障害者採用選考

職 種	採 用 予定者数	第1次試験		第2次試験 受験者数	最終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (4.1現在)
		受験者数	合格者数				
一般事務	1人程度	17	5	4	1	—	1
学校事務	1人程度		4	3	1	—	1
合 計	2人程度	17	9	7	2	8.5	2

③ 採用選考

(単位：人)

区分	任命権者		知 事	教育委員会	警察本部長	公営企業 管理者	そ の 他	計
	職							
一 般 職 員	人事 交流 等	部長級	1					1
		次長級	1					1
		課長級	5	16	2			23
		課長補佐級	2	9				11
		係長級	3	36				39
		主任主事	5	5				10
		主任技師	3					3
		主 事	7	1				8
		技 師						0
	研究員						0	
	資格 職 種 等	医 師	6					6
		理学療法士	1					1
		社会福祉士	4					4
		保 育 士	2					2
		獣 医 師	7					7
		看護師	7					7
		職業訓練指導員	1					1
		化学	2					2
		診療放射線技師	1					1
		学 芸 員		1				1
鑑識技師				1		1		
身体障害者		1	1				2	
小 計		59	69	3	0	0	131	
警 察 官	人事 交流 等	警 視			6			6
		警 部						0
		警部補						0
		巡査部長						0
	巡 査				2			2
小 計		0	0	8	0	0	8	
合 計		59	69	11	0	0	139	

(3) 昇任試験の実施状況

(単位：人)

区分	職	受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	試験日
警 察 官	警 部	365	28	13.0	第1次 23.6.23 第2次 23.7.4 第3次 23.7.28 (口述・術科)
	警部補	479	66	7.3	第1次 23.10.1 第2次 23.10.22 第3次 23.11.25 (口述・術科)
	巡査部長	630	105	6.0	第1次 23.10.1 第2次 23.10.24 第3次 23.11.28 (口述・術科)

(4) 昇任選考の実施状況

(単位：人)

区分	職	知 事	教育委員会	警察本部	公営企業 管理者	その他	計
一般職員	部長級	10					10
	次長級	22	1			1	24
	課長級	45	5	1		2	53
	課長補佐級	97	32	6	1		136
	係長級	94	46	12	3	3	158
	小 計	268	84	19	4	6	381
警察官	警 視			24			24
		0	0	24	0	0	24
合 計		268	84	43	4	6	405

9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

県人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、平成 23 年 10 月 28 日に県議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

(1) 民間給与と職員給与の比較

① 月例給

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 ((A)-(B))
<b>379,783円</b>	<b>380,856円</b>	<b>△1,073円 (△0.28%)</b>

※ 民間給与 (A) は、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内民間事業所の従業員の調査 (525 事業所のうち 182 事業所を抽出して実地調査) を行った結果である。

※ 職員給与 (B) は、特例条例に基づく給料月額のカット前の平均額を記載している。

民間事業所の事務・技術関係職種の従業員と職員 (行政職) の給与について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を比較した。(給料カット後の職員給与は 369,098 円で、民間の給与を 10,685 円 (2.89%) 下回っている。)

② 特別給 (ボーナス)

民間のボーナス (賞与等) 3.97 月

職員の期末手当・勤勉手当 3.95 月

※ 前年 8 月から 7 月までの 1 年間の民間の支給実績 (支給割合) と職員の年間支給月数を比較している。

(2) 給与改定の内容

① 月例給

医師等を除き、50 歳代を中心に、40 歳代以上を念頭においた給料月額について引下げを行った。

② 実施時期等

条例公布日の属する月の翌月の初日 (公布日が月の初日であるときは、その日) 本年 4 月からの年間給与で民間との実質的な均衡を図るため、本年 12 月期の期末手当の額で所要の調整を行う。

なお、国に準じて設けられた給与構造改革における経過措置の取扱いについて、国及び他の地方公共団体の状況を注視しながら検討しておく必要がある。

(3) 職員の人事・給与等に関する今後の課題

① 人事・給与制度

- ア 勤務実績の給与への反映
- イ 多様で有為な人材の確保
- ウ 女性職員の登用
- エ 段階的な定年の引上げ
- オ 労働基本権の問題

② 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

- ア 総実勤務時間の短縮
- イ 職員の健康管理
- ウ 両立支援その他勤務環境の整備

③ 危機発生時の対応

危機発生に際しては、的確に対処できる体制の整備や、職員の勤務条件への配慮等を行っていくことも重要。

④ 臨時職員の勤務条件の検討

各任命権者においては、臨時職員の勤務条件について、職員との均衡面から検討が必要。

⑤ 信頼の確保

職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚を持ち公務員倫理の保持等に更に努める必要。

各任命権者は、綱紀の保持に万全を期し、県民の信頼確保に努めていくことが重要。

【参考】給与勧告に伴う職員の平均給与等

行政職（平均年齢 44 歳 2 月、平均経験年数 22 年 3 月）

	勧告前	勧告後	差
給与月額	380,856円 (369,098円)	379,782円 (368,062円)	△1,074円 (△1,036円)
年間給与	6,134,000円 (5,941,000円)	6,116,000円 (5,924,000円)	△18,000円 (△17,000円)

※（ ）内は給料カット後の額を記載している。  
年間給与は、給与月額、期末手当・勤勉手当により算出した。

(4) 実施状況

人事委員会勧告のとおり実施した。ただし、給料カットの実施を踏まえ、年間給与での民間との実質的な均衡を図るための 12 月期の期末手当における所要の調整は、未実施とした。

（平成 23 年 11 月県議会にて関係条例可決、平成 23 年 12 月 1 日施行）

10 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成23年度の要求件数等については、次のとおりである。

(単位：人)

区 分	前年度末現在 未処理件数 A	当該年度の 措置要求件数 B	当該年度の 処理件数	左の内訳		年度末現在 未処理件数
				Aの処理件数	Bの処理件数	
給 与	1	1	2	1	1	0
旅 費						0
休 暇						0
執務環境						0
福利厚生						0
転 任						0
任 用						0
そ の 他						0
合 計	1	1	2	1	1	0

**1 1 不利益処分に関する不服申立ての状況**  
 平成23年度の申立て件数等については、次のとおりである。

(単位：人)

区 分	前年度末現在 未処理件数 A	当該年度の 不服申立件数 B	当該年度の 処理件数	左の内訳		年度末現在 未処理件数
				Aの処理件数	Bの処理件数	
分 限 処 分	降 給					0
	降 任	1				1
	休 職					0
	分限免職		1			1
	小 計	1	1	0	0	0
懲 戒 処 分	戒 告					0
	減 給					0
	停 職					0
	懲戒免職	1				1
	小 計	1	0	0	0	0
転 任						0
そ の 他						0
合 計	2	1	0	0	0	3

**登載依頼**

**熊本県選挙管理委員会告示第67号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。  
 平成24年9月28日

熊本県選挙管理委員会  
 委員長 柴田 憲保

その総数の50分の1 29,711  
 その総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 314,251

**熊本県選挙管理委員会告示第68号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数は、次のとおりである。  
 平成24年9月28日

熊本県選挙管理委員会  
 委員長 柴田 憲保

選挙区名  
 熊本市中央区選挙区 47,361  
 熊本市東区選挙区 49,787  
 熊本市西区選挙区 25,495  
 熊本市南区選挙区 27,524  
 熊本市北区選挙区 30,950  
 八代市・八代郡選挙区 40,052



人吉市選挙区	9, 6 1 3
荒尾市選挙区	1 5, 2 8 4
水俣市選挙区	7, 5 3 9
玉名市選挙区	1 8, 9 9 6
天草市・天草郡選挙区	2 7, 2 6 1
山鹿市選挙区	1 5, 5 1 4
菊池市選挙区	1 3, 9 7 6
宇土市選挙区	1 0, 2 1 5
上天草市選挙区	8, 6 6 9
宇城市選挙区	1 7, 0 5 0
阿蘇市選挙区	7, 9 2 2
合志市選挙区	1 4, 7 2 9
下益城郡選挙区	8, 9 4 3
玉名郡選挙区	1 2, 3 8 8
鹿本郡選挙区	8, 3 2 5
菊池郡選挙区	1 8, 2 7 8
阿蘇郡選挙区	1 1, 2 4 9
上益城郡選挙区	2 4, 6 2 8
葦北郡選挙区	7, 0 2 8
球磨郡選挙区	1 6, 4 0 0

**公立大学法人熊本県立大学公告第1号**

地方独立行政法人法第34条第4項の規定に基づき、平成23事業年度に係る財務諸表を次のとおり公告する。

平成24年9月28日

公立大学法人熊本県立大学  
理事長 五百旗頭 真

**貸借対照表**  
(平成24年3月31日)

## 資産の部

(単位:円)

## I 固定資産

## 1 有形固定資産

土地		9,088,942,082
建物	3,690,940,097	
減価償却累計額	<u>△ 804,631,758</u>	2,886,308,339
構築物	29,692,600	
減価償却累計額	<u>△ 8,824,227</u>	20,868,373
機械装置	15,792,000	
減価償却累計額	<u>△ 4,342,795</u>	11,449,205
工具器具備品	783,718,305	
減価償却累計額	<u>△ 492,807,677</u>	290,910,628
図書		1,049,286,025
美術品・收藏品		29,200,000
建設仮勘定		987,000
有形固定資産合計		<u>13,377,951,652</u>

## 2 無形固定資産

ソフトウェア		442,750
電話加入権		64,000
無形固定資産合計		<u>506,750</u>

## 3 投資その他の資産

差入敷金・保証金		1,046,000
投資その他の資産合計		<u>1,046,000</u>

## 固定資産合計

13,379,504,402

## II 流動資産

現金及び預金		574,783,153
未収学生納付金収入	7,635,850	
徴収不能引当金	<u>△ 1,176,000</u>	6,459,850
受託事業未収金		13,407,639
その他未収金		163,200
たな卸資産		90,784
前払金		598,500
前払費用		393,296
仮払金		947,707
立替金		230,731
未収消費税		213,800

## 流動資産合計

597,288,660

## 資産合計

13,976,793,062

(単位:円)

## 負債の部

## I 固定負債

## 資産見返負債

資産見返運営費交付金等	563,568,727	
資産見返補助金等	209,659,756	
資産見返寄附金	5,001,900	
資産見返物品受贈額	880,464,572	
建設仮勘定見返運営費交付金	987,000	1,659,681,955

長期未払金		90,789,871
-------	--	------------

固定負債合計		1,750,471,826
--------	--	---------------

## II 流動負債

寄附金債務	46,330,992	
前受受託研究費等	207,518	
預り金	24,553,807	
未払金	298,400,127	
未払費用	631,750	

流動負債合計		370,124,194
--------	--	-------------

負債合計		2,120,596,020
------	--	---------------

## 純資産の部

## I 資本金

地方公共団体出資金	12,166,185,000	
資本金合計		12,166,185,000

## II 資本剰余金

資本剰余金	200,744,370	
損益外減価償却累計額(一)	△ 766,716,274	
損益外減損損失累計額(一)	△ 288,000	
資本剰余金合計		△ 566,259,904

## III 利益剰余金

教育研究等環境整備目的積立金	192,105,901	
当期末処分利益	64,166,045	
(うち当期総利益)	( 64,166,045 )	
利益剰余金合計		256,271,946

純資産合計		11,856,197,042
-------	--	----------------

負債純資産合計		13,976,793,062
---------	--	----------------

注1 運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額 642,099,614 円  
(熊本県からの派遣職員に対する退職給付見積額を上記金額から除いています。)

注2 運営費交付金から充当されるべき賞与見積額 77,739,595 円

## 損 益 計 算 書

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

		(単位:円)
経常費用		
業務費		
教育経費	421,201,641	
研究経費	104,165,087	
教育研究支援経費	150,049,092	
受託研究費	20,800,035	
受託事業費	16,783,489	
役員人件費	69,867,276	
教員人件費	1,028,298,594	
職員人件費	354,105,879	2,165,271,093
一般管理費		113,010,871
財務費用		
支払利息	4,381,854	4,381,854
雑損		2,107,842
経常費用合計		2,284,771,660
経常収益		
運営費交付金収益		886,028,000
授業料収益		
授業料収益	1,093,927,570	
公開講座等収益	2,545,000	1,096,472,570
入学金収益		143,657,400
検定料収益		38,817,000
受託研究等収益		
その他の団体からの受託研究等収益	20,800,036	20,800,036
受託事業等収益		
国又は地方公共団体からの受託事業等収益	17,130,225	
その他の団体からの受託事業等収益	1,454,954	18,585,179
補助金等収益		13,418,017
寄附金収益		20,868,571
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金等戻入	41,511,013	
資産見返寄附金戻入	1,938,876	
資産見返物品受贈額戻入	3,656,548	
資産見返補助金等戻入	9,041,478	56,147,915
財務収益		
受取利息	269,955	269,955
雑益		
財産貸付料収入	10,401,785	
講習料等収益	546,000	
手数料収入	3,962,016	
売払収入	130,920	
間接経費収入	8,951,144	
その他雑益	7,672,297	31,664,162
経常収益合計		2,326,728,805
経常利益		41,957,145
当期純利益		41,957,145
目的積立金取崩額		22,208,900
当期総利益		64,166,045

キャッシュ・フロー計算書  
(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(単位:円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 622,118,742
人件費支出	△ 1,429,712,431
その他の業務支出	△ 102,482,649
運営費交付金収入	886,028,000
授業料収入	1,175,878,550
入学金収入	144,319,800
検定料収入	38,783,000
受託研究等収入	27,975,724
受託事業等収入	5,986,040
補助金等収入	16,930,589
寄附金収入	18,231,457
預り金の純増加額	2,713,372
預り科研費の純増加額	893,408
その他収入	31,562,512
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>194,988,630</u>
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産及び無形固定資産取得による支出	△ 269,724,911
小計	<u>△ 269,724,911</u>
利息の受取額	269,955
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 269,454,956</u>
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務償還による支出	△ 81,266,940
小計	<u>△ 81,266,940</u>
利息の支払額	△ 4,381,854
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 85,648,794</u>
IV 資金増加額	△ 160,115,120
V 資金期首残高	<u>734,898,273</u>
VI 資金期末残高	<u><u>574,783,153</u></u>

注 記 事 項

(単位:円)

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	574,783,153
資金期末残高	574,783,153

2. 重要な非資金取引

(1)	ファイナンス・リースによる資産の取得	20,807,917
(2)	現物寄附の受入による資産・消耗品の取得	1,790,485

利益の処分に関する書類  
平成23事業年度  
(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(単位:円)

I	当期末処分利益	64,166,045
	当期総利益	64,166,045
II	積立金振替額	192,105,901
	教育研究等環境整備目的積立金	192,105,901
III	利益処分類	
	積立金	256,271,946

**行政サービス実施コスト計算書**  
(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(単位: 円)

<b>I 業務費用</b>			
(1) 損益計算書上の費用			
業務費	2,165,271,093		
一般管理費	113,010,871		
財務費用	4,381,854		
雑損	2,107,842	2,284,771,660	
(2) (控除)自己収入等			
授業料収益	△ 1,093,927,570		
公開講座等収益	△ 2,545,000		
入学金収益	△ 143,657,400		
検定料収益	△ 38,817,000		
受託研究等収益	△ 20,800,036		
受託事業等収益	△ 18,585,179		
寄附金収益	△ 20,868,571		
財務収益	△ 269,955		
雑益	△ 22,713,018		
資産見返運営費交付金等戻入	△ 29,697,564		
資産見返寄附金戻入	△ 1,938,876	△ 1,393,820,169	
業務費用合計			890,951,491
<b>II 損益外減価償却相当額</b>			136,260,076
<b>III 引当外賞与増加見積額</b>			△ 3,854,078
<b>IV 引当外退職給付増加見積額</b>			△ 14,664,468
<b>V 機会費用</b>			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用	30,100		
地方公共団体出資の機会費用	113,426,264		113,456,364
<b>VI 行政サービス実施コスト</b>			<u>1,122,149,385</u>

- (注) 1. 引当外退職給付増加見積額には、熊本県からの派遣職員に係るもの38,666,302円が含まれております。  
2. 引当外賞与増加見積額には、熊本県からの派遣職員に係るもの△1,039,105円が含まれております。  
3. 国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用  
天草市及び北九州市から許可を受け無償使用している大江農村広場及び産学連携施設について、天草市財産条例及び北九州市北九州学術研究都市条例に基づき、使用料を算定しております。  
4. 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率  
新発10年国債の平成24年3月末利回りを参考に0.985%で計算しております。

## 注 記

当事業年度より、改訂後の「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」及び「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A並びに「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&Aを適用しております。

(重要な会計方針)

## 1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また、大規模修繕費については業務達成基準を採用しております。

## 2. 減価償却の会計処理方法

## (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、県から承継した固定資産については見積耐用年数により、受託研究収入により購入した償却資産については当該受託研究期間を耐用年数としております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	4	～	47	年
構	築	10	～	34	年
機	械			15	年
工	具	1	～	15	年
	器				
	具				
	備				
	品				

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第85)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

## 3. 賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から、前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

## 4. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第87に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

## 5. 徴収不能引当金の計上基準

将来の授業料の滞納による損失に備えるため、授業料の滞納に係る回収可能性を個別に勘案して計上しております。

## 6. たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法により評価しております。

## 7. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

## (1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計上方法

天草市財産条例及び北九州市北九州学術研究都市条例に基づき、使用料を算定しております。



(2) 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率

新発10年国債の平成24年3月末利回りを参考に0.985%で計算しております。

8. リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

10. 財務諸表の表示

全て円単位により表示しております。

(会計方針の変更)

資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」(平成23年3月31日総務省告示第124号改訂)及び「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A(平成23年4月改訂 総務省自治行政局 総務省自治財政局 日本公認会計士協会)に基づき、資産除去債務に係る会計処理を適用しております。

これによる当事業年度の財務諸表への影響はありません。

(減損会計関係)

該当事項はありません。

(重要な債務負担行為)

該当事項はありません。

(金融商品に関する事項)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定しております。また、未収債権等については、会計規程に沿ってリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	574,783,153	574,783,153	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(賃貸等不動産に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

附 属 明 細 書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末 残高	摘要		
					当期償却額	損益内	損益外					
有形固定資産 (特定償却資産)	建 物	3,077,336,500	43,835,291	-	3,121,171,791	757,348,378	128,132,226	-	-	-	2,363,823,413	
	工具器具備品	39,264,750	44,284,590	-	83,549,340	9,367,896	8,127,850	-	-	-	74,181,444	
	合 計	3,116,601,250	88,119,881	-	3,204,721,131	766,716,274	136,260,076	-	-	-	2,438,004,857	
有形固定資産 (特定償却資産 以外)	建 物	474,851,657	94,916,649	-	569,768,306	47,283,380	22,178,509	-	-	-	522,484,926	
	構 築 物	27,078,100	2,614,500	-	29,692,600	8,824,227	1,918,102	-	-	-	20,868,373	
	機 械 装 置	15,792,000	-	-	15,792,000	4,342,795	1,042,271	-	-	-	11,449,205	
	工具器具備品	701,075,048	21,563,917	22,470,000	700,168,965	483,439,781	112,181,320	-	-	-	216,729,184	
	図 書	1,023,278,052	26,370,591	362,618	1,049,286,025	-	-	-	-	-	1,049,286,025	
合 計	2,242,074,857	145,465,657	22,832,618	2,364,707,896	543,890,183	137,320,202	-	-	-	1,820,817,713		
非償却資産	土 地	9,088,942,082	-	-	9,088,942,082	-	-	-	-	-	9,088,942,082	
	美術品・收藏品	29,200,000	-	-	29,200,000	-	-	-	-	-	29,200,000	
	建設仮勘定	31,839,150	987,000	31,839,150	987,000	-	-	-	-	-	987,000	
	合 計	9,149,981,232	987,000	31,839,150	9,119,129,082	-	-	-	-	-	9,119,129,082	
有形固定資産 合計	土 地	9,088,942,082	-	-	9,088,942,082	-	-	-	-	-	9,088,942,082	
	建 物	3,552,188,157	138,751,940	-	3,690,940,097	804,631,758	150,310,735	-	-	-	2,886,308,339	
	構 築 物	27,078,100	2,614,500	-	29,692,600	8,824,227	1,918,102	-	-	-	20,868,373	
	機 械 装 置	15,792,000	-	-	15,792,000	4,342,795	1,042,271	-	-	-	11,449,205	
	工具器具備品	740,339,798	65,848,507	22,470,000	783,718,305	492,807,677	120,309,170	-	-	-	290,910,628	
	図 書	1,023,278,052	26,370,591	362,618	1,049,286,025	-	-	-	-	-	1,049,286,025	
	美術品・收藏品	29,200,000	-	-	29,200,000	-	-	-	-	-	29,200,000	
	建設仮勘定	31,839,150	987,000	31,839,150	987,000	-	-	-	-	-	987,000	
合 計	14,508,657,339	234,572,538	54,671,768	14,688,558,109	1,310,606,457	273,580,278	-	-	-	13,377,951,652		
無形固定資産	ソフトウェア	2,415,000	-	-	2,415,000	1,972,250	483,000	-	-	-	442,750	
	電話加入権	352,000	-	-	352,000	-	-	288,000	-	288,000	64,000	
	合 計	2,767,000	-	-	2,767,000	1,972,250	483,000	288,000	-	288,000	506,750	
その他の資産	差入敷金・保証金	746,000	300,000	-	1,046,000	-	-	-	-	-	1,046,000	
	そ の 他	14,680	-	14,680	-	-	-	-	-	-	-	
	合 計	760,680	300,000	14,680	1,046,000	-	-	-	-	-	1,046,000	

(2) たな卸資産の明細

(単位:円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入	その他	払出	その他		
貯 蔵 品 (切 手)	137,934	441,020	-	488,170	-	90,784	
合 計	137,934	441,020	-	488,170	-	90,784	

(3) 無償使用公有財産等の明細

(単位:円)

区 分	種 別	所 在 地	面 積	構 造	機会費用 の金額	摘 要
建物	研究所	北九州市ひびきの1番8号	5.0㎡	RC5	30,000	
土地	土 地	天草市天草町大江1003番地	8.26㎡		100	機器設置
合 計			13.26㎡		30,100	

(4) 有価証券の明細

(4) - 1 流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(4) - 2 投資その他の資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(5) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(6) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(7) 引当金の明細

(7) - 1 引当金の明細

貸付金等に対する貸倒引当金以外の引当金はありません。

(7) - 2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位:円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘 要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
未収学生納付金収入 (徴収不能引当金)	8,286,200	△ 650,350	7,635,850	1,176,000	-	1,176,000	注)
合 計	8,286,200	△ 650,350	7,635,850	1,176,000	-	1,176,000	

注) 徴収不能引当金は、授業料の滞納にかかる回収可能性を個別に勘案して計上しています。

(8) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(9) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(10) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	地方公共団体出資金	12,166,185,000	-	-	12,166,185,000	
	計	12,166,185,000	-	-	12,166,185,000	
資本剰余金	資本剰余金					
	無償譲与	29,552,000	-	-	29,552,000	
	目的積立金	77,201,250	86,334,881	-	163,536,131	注)
	損益外固定資産除売却差額	7,656,239	-	-	7,656,239	
	計	114,409,489	86,334,881	-	200,744,370	
	損益外減価償却累計額	△ 630,456,198	△ 136,260,076	-	△ 766,716,274	
	損益外減損損失累計額	△ 288,000	-	-	△ 288,000	
差引計	△ 516,334,709	△ 49,925,195	-	△ 566,259,904		

注) 当期増加は、固定資産の取得によるものです。

(11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(11)-1 積立金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
教育研究等環境整備目的積立金	189,833,822	110,815,860	108,543,781	192,105,901	注)
合 計	189,833,822	110,815,860	108,543,781	192,105,901	

注) 当期増加は前事業年度の利益処分によるものです。また当期減少は、取崩しによる資産の取得並びに費用処理によるものです。

(11)-2 目的積立金の取崩しの明細

(単位:円)

区 分		金 額	摘 要
目的積立金 取崩額	教育研究等環境整備目的積立金	86,334,881	サブアリーナ改修工事並びに環境関係機器購入
	計	86,334,881	
その他	教育研究等環境整備目的積立金	22,208,900	小峯グラウンド整備工事並びに環境関係備品購入
	計	22,208,900	

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12)-1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当 期 振 替 額				期末残高
			運営費 交付金収益	資産見返運営 費交付金	資本剰余金	小 計	
平成23年度	-	886,028,000	886,028,000	-	-	886,028,000	-
合 計	-	886,028,000	886,028,000	-	-	886,028,000	-

(12) - 2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	23年度交付分	合 計
費用進行基準	80,932,000	80,932,000
期間進行基準	805,096,000	805,096,000
合 計	886,028,000	886,028,000

(13) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(13) - 1 施設費の明細

該当事項はありません。

(13) - 2 補助金等の明細

(単位:円)

区 分	当期交付額	当期振替額					摘 要
		建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益計上	
大学改革推進等補助金	16,930,589	-	-	-	-	13,418,017	注)
合 計	16,930,589	-	-	-	-	13,418,017	

注) 執行未済額 3,512,572円は文部科学省へ返還予定

(14) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区 分		報酬又は給与		退職給付	
		支 給 額	支 給 人 員	支 給 額	支 給 人 員
役 員	常 勤	54,866,042	4	8,946,000	1
	非常勤	480,000	3	-	-
	計	55,346,042	7	8,946,000	1
教 職 員	常 勤	971,241,568	123	109,833,706	8
	非常勤	154,170,202	181	-	-
	計	1,125,411,770	304	109,833,706	8
合 計	常 勤	1,026,107,610	127	118,779,706	9
	非常勤	154,650,202	184	-	-
	計	1,180,757,812	311	118,779,706	9

注) 1 役員に対する報酬は、公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関する規則に基づき支給しております。

注) 2 教職員に対する給与は、公立大学法人熊本県立大学職員給与規則及び公立大学法人熊本県立大学非常勤職員就業規則に基づき支給しております。

注) 3 教職員に対する退職手当は、公立大学法人熊本県立大学職員退職手当規則に基づき支給しております。

注) 4 役員及び教職員の報酬又は給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

注) 5 上記明細には法定福利費は含まれておりません。

注) 6 上記明細には受託研究費等及び受託事業費等による人件費は含まれておりません。

(15) 開示すべきセグメント情報

該当事項はありません。

## (16) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

## 業務費

## 教育経費

消耗品費	61,495,477	
備品費	13,576,843	
印刷製本費	17,480,453	
水道光熱費	55,072,424	
旅費交通費	13,648,691	
通信運搬費	6,157,718	
賃借料	7,781,184	
車両燃料費	41,580	
保守費	54,339,373	
修繕費	25,286,215	
行事費	1,184,550	
諸会費	1,296,377	
報酬・委託・手数料	27,652,344	
銀行手数料	1,050	
助成金	890,000	
奨学費	30,522,350	
減価償却費	104,771,967	
雑費	3,045	421,201,641

## 研究経費

消耗品費	19,280,080	
備品費	5,270,028	
印刷製本費	1,362,314	
水道光熱費	18,565,107	
旅費交通費	20,181,131	
通信運搬費	1,330,978	
賃借料	282,995	
保守費	19,362,318	
修繕費	446,670	
損害保険料	46,870	
諸会費	2,809,896	
報酬・委託・手数料	1,238,133	
助成金	1,000,000	
減価償却費	12,988,567	104,165,087

## 教育研究支援経費

消耗品費	17,234,302	
備品費	2,580,787	
印刷製本費	3,973,519	
水道光熱費	14,537,301	
旅費交通費	2,049,415	
通信運搬費	4,922,261	
賃借料	69,206,345	
車両燃料費	1,280	
保守費	13,840,553	
修繕費	5,731,110	
損害保険料	21,465	
広告宣伝費	258,300	
行事費	240,000	
諸会費	523,400	
報酬・委託・手数料	3,425,392	
銀行手数料	7,500	
減価償却費	11,496,162	150,049,092

## 受託研究費

消耗品費	3,828,507	
備品費	109,200	
水道光熱費	1,620,181	

旅費交通費		1,451,902	
通信運搬費		17,010	
賃借料		1,035,696	
諸会費		213,509	
報酬・委託・手数料		10,120,800	
減価償却費		755,999	
職員人件費		1,647,231	20,800,035
受託事業費			
消耗品費		3,255,050	
印刷製本費		525,000	
水道光熱費		1,376,734	
旅費交通費		570,125	
通信運搬費		72,022	
賃借料		317,350	
広告宣伝費		49,350	
諸会費		8,000	
報酬・委託・手数料		5,463,108	
職員人件費		5,146,750	16,783,489
役員人件費			
役員報酬		40,231,800	
賞与		14,915,642	
退職給付費用		8,946,000	
法定福利費		5,575,234	
通勤手当		198,600	69,867,276
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	558,999,864		
賞与	193,475,020		
退職給付費用	109,712,506		
法定福利費	105,077,928		
通勤手当	4,164,600	971,429,918	
非常勤教員給与			
給料	56,080,198		
法定福利費	788,478	56,868,676	1,028,298,594
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	160,670,784		
賞与	51,799,800		
退職給付費用	121,200		
法定福利費	27,930,004		
通勤手当	2,131,500	242,653,288	
非常勤職員給与			
給料	98,090,004		
法定福利費	13,362,587	111,452,591	354,105,879
一般管理費			
一般管理費			
消耗品費		5,575,343	
備品費		727,230	
印刷製本費		3,318,037	
水道光熱費		16,997,476	
旅費交通費		6,695,123	
通信運搬費		2,900,127	
賃借料		5,373,675	
車両燃料費		20,517	
福利厚生費		744,255	
保守費		22,339,046	
修繕費		5,183,529	
損害保険料		4,630,820	
広告宣伝費		3,476,455	
諸会費		1,920,193	
報酬・委託・手数料		20,554,529	
銀行手数料		2,266,715	
租税公課		2,313,000	
減価償却費		7,790,507	
交際費		184,294	113,010,871

## (17) 寄附金の明細

(単位:円)

区 分	当期受入額	件数(件)	摘 要
使 途 特 定 寄 附 金	18,231,457	12	注1)
現 物 寄 附	1,790,485	1,928	注2)
合 計	20,021,942	1,940	

注1) 熊本県立大学未来基金の件数については、1件で計上しております。

注2) 現物寄附の件数については、冊数(図書)及び台数(備品等)で計上しております。

## (18) 受託研究の明細

(単位:円)

区 分	期 首 残	当期受入額	収益化対象額	期末残高
受 託 研 究	2,030	17,855,524	17,650,036	207,518
合 計	2,030	17,855,524	17,650,036	207,518

## (19) 共同研究の明細

(単位:円)

区 分	期 首 残	当期受入額	収益化対象額	期末残高
共 同 研 究	-	3,150,000	3,150,000	-
合 計	-	3,150,000	3,150,000	-

## (20) 受託事業等の明細

(単位:円)

区 分	期 首 残	当期受入額	収益化対象額	期末残高
受 託 事 業	1,600,000	16,985,179	18,585,179	-
合 計	1,600,000	16,985,179	18,585,179	-

## (21) 科学研究費補助金等の明細

(単位:円)

種 目	当期受入	件 数	摘 要
基 盤 研 究 ( A )	( 830,000) 249,000	2	
基 盤 研 究 ( B )	( 13,640,000) 4,092,000	11	
基 盤 研 究 ( C )	( 11,477,140) 3,427,500	17	
萌 芽 研 究	( 3,260,000) 978,000	3	
若 手 研 究 B	( 682,148) 204,644	2	
合 計	( 29,889,288) 8,951,144	35	

注1) 受入額は間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については外数( )書きとしております。

注2) 受入額には他大学等の研究分担者への送金額は含めず、他大学から本学研究分担者あての送金額を含めております。

注3) 受入額には休職等に伴う交付元機関への返還額は含めておりません。



## (22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

## ① 現金及び預金の明細

(単位:円)

区 分	金 額	摘 要
現 金	207,200	
預 金	574,575,953	
合 計	574,783,153	

## ② 未払金及び長期未払金の明細

(単位:円)

区 分	金 額	
未 払 金	固 定 資 産	50,431
	人 件 費	126,353,140
	リ ー ス 債 務	76,894,509
	そ の 他	95,102,047
	小 計	298,400,127
長 期 未 払 金	リ ー ス 債 務	90,789,871
合 計	389,189,998	

## ③ 資産見返運営費交付金等の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
建 物 に 係 る 分	235,714,779	94,916,649	13,833,284	316,798,144
構 築 物 に 係 る 分	9,743,365	2,614,500	1,194,424	11,163,441
機 械 及 び 装 置 に 係 る 分	12,491,476	-	1,042,271	11,449,205
工 具 器 具 備 品 に 係 る 分	65,301,155	-	24,911,982	40,389,173
ソ フ ト ウ ェ ア に 係 る 分	925,750	-	483,000	442,750
図 書 に 係 る 分	157,252,485	25,775,581	46,052	182,982,014
差 入 敷 金 に 係 る 分	344,000	-	-	344,000
合 計	481,773,010	123,306,730	41,511,013	563,568,727

## ④ 資産見返補助金等の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
建 物 に 係 る 分	214,032,007	-	8,345,225	205,686,782
工 具 器 具 備 品 に 係 る 分	3,169,227	-	696,253	2,472,974
図 書 に 係 る 分	1,500,000	-	-	1,500,000
合 計	218,701,234	-	9,041,478	209,659,756

## ⑤ 資産見返物品受贈額の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
構 築 物 に 係 る 分	10,428,610	-	723,678	9,704,932
工 具 器 具 備 品 に 係 る 分	10,537,947	-	2,616,304	7,921,643
図 書 に 係 る 分	862,950,563	-	316,566	862,633,997
差 入 敷 金 に 係 る 分	204,000	-	-	204,000
合 計	884,121,120	-	3,656,548	880,464,572